

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成24年3月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時28分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について
(統合簡水加悦上水道送配水管布設 (1 工区) 工事請負
契約の変更について)

(報告～質疑) |
| 日程第 2 | 議案第 4 8 号 | 与謝野町財産区管理委員の選任について

(提案理由説明～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 4 9 号 | 与謝野町名誉町民の表彰について

(提案理由説明～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 3 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 8 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 3 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 3 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 3 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 3 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 3 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 3 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 3 年度与謝野町財産区特別会計補正予算 (第 2 号)

(質疑～表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 3 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き本会議、お世話になります。きょうは、きのう終了後、議会運営委員会を開いていただきまして、追加議案が3件あります。その追加議案を先に済ませて、その後、きのうの続きの補正予算に入りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本会議終了後、本日も全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 報告第2号 専決処分の報告について(統合簡水加悦上水道送配水管布設(1工区)工事請負契約の変更について)を議題とします。

直ちに報告を求めます。

議長 (井田義之) 太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

報告第2号 専決処分について、ご報告申し上げます。これは平成23年6月定例会でご承認いただきました統合簡水加悦上水道送配水管布設(1工区)工事請負契約の変更でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分できる事項の指定で、議会の議決に付すべき契約について、契約変更に伴い増減する金額が当該請負額の10分の1に相当する額を超えないときを適用し、専決処分させていただいたものでございます。

変更金額につきましては、契約金額を9,454万7,250円から265万3,350円減額し、9,189万3,900円とするものでございます。変更の内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長 (井田義之) 吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) おはようございます。

それでは、報告第2号の変更内容につきまして、ご説明申し上げます。まず、この工事の概要でございますが、新加悦浄水場並びに算所浄水場でつくった水を加悦中継ポンプ場を経由して有熊地区に予定しております配水池に送る送水管と、配水池から各戸に給水する配水管を並列で町道有熊線をメインに布設する工事で行いました。お配りしております報告資料に工事概要をおつけしておりますので、ごらんください。

その4番に工事内容の変更をお示ししておりますが、①の送水管布設延長は13.5メートルの減少、②の配水管布設延長はφ250が21.9メートルの減少となっております。これらは当初予定しておりました支障物件の埋設位置が違ってしたことによる本線の移動など、でき方の精査によるものでございます。また、φ100につきましては、新たに10.5メートルの追加としておりますが、これは途中で既設配水管への接続箇所を新たに設けたことによるものでございます。これらに伴って曲がり部材などの材料も減少しており、金額にして約214万円の減額となっております。ほかに施工期間が当初予定より短縮できたため、交通整理員の延べ人数が減

少し、金額にして約51万円の減額となっております、工事費の総額といたしましては265万3,350円の減額となったものでございます。

資料の一番下に(2)としまして、財源内訳をおつけしておりますが、きめ細かな交付金の500万円は、そのままに、減額分につきましては起債及び一般財源で調整をいたしております。以上、簡単にご説明を申し上げましたが、ご報告とさせていただきます。

議長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第2号を終わります。

次に、日程第2 議案第48号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第48号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。各財産区管理会は、管理委員7人以内で構成され、任期は4年となっております。後野及び金屋財産区においては、平成24年3月末で任期満了となる委員について、与謝野町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。各氏とも人格高潔で最適任者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第3 議案第49号 与謝野町名誉町民の表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第49号 与謝野町名誉町民の表彰について、提案理由をご説明申し上げます。

木崎良子さんは、ご承知のとおり与謝野町下山田の出身であり、地元の山田小学校、江陽中学校卒業後、宮津高校、佛教大学を経て、現在はダイハツ陸上競技部においてご活躍をされており、学生時代から常に陸上競技のトップアスリートとして数々の輝かしい成績をおさめてこられました。平成21年の大阪国際マラソン大会では、初マラソンでありながら第6位に入賞を果たされ、3回目のマラソンとなる昨年11月の横浜国際マラソンにおいて、与謝野町民をはじめ周囲の皆さんの大きな期待にこたえ、優勝という輝かしい成績をおさめられました。その結果、本年、開

催されるロンドンオリンピック女子マラソンの日本代表選手に選ばれましたことは、与謝野町民の大きな喜びとなったところでございます。

この木崎さんの卓越したご功績は、与謝野町の誇りであり、各種スポーツ競技に励む町内の子供たちにも大きな夢を与えていただいたものです。今回、その栄誉をたたえ与謝野町表彰条例第10条第2項の規定により木崎さんを与謝野町名誉町民として表彰したいので、同条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第49号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第49号 与謝野町名誉町民の表彰については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第4 議案第29号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） おはようございます。

それでは、補正予算の第8号につきまして、質問をさせていただきたいと思います。

46ページの一般廃棄物の処理委託事業のこととございますが、お話を聞きますと、野田川地区の最終処分場の遮水シートですか、その件だということをお聞きしておるんですが、この現状につきまして、まず、課長にお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 小林議員さんのご質問にお答えいたします。

この遮水シートの現状についてということでございます。まず、最初からお話を差し上げますと、たしか12月26日だったと思いますけれども、半年に一度、この遮水シートに異常がないかどうかという、その真空検査といいますか、施設の中に、既に、そういった配管がございまして、その配管の各シートの空気を抜くことによって、その真空状態を確認すると、真空であれば当然ながら水は漏れてないと、いうたら、そのシートが破損していないと。ところが、そこで異常が出ますといいますか、真空でないということになりますと、穴があいてあるというふうなことになるというふうなことでの判断でございます。そういったことで12月の暮れに、その施設

の中の、その点検をしましたところ異常がありましたので、早速、メーカーのほうに現場で確認したら、こうだったんだと、だから、その詳細な検査をメーカーのほうでしてくれないかということをお願いをしましたのと、あと、保健所のほうへも一報といいますか、こういうふうな形の中で、真空状態が確認できないブロックがありますということで相談をさせていただきました。保健所のほうからは、その水質検査、遮水シートがあります、その上下ですね、下と上、それから遮水シートの中に、もし水がたまっているならば、その水ですとかいうふうなことの検査をしてくださいというふうな指示と、あとシートが、最悪の場合、破損して汚水が地下に流れるというふうなことも、可能性としてはあるので、そういったことのためにも埋め立て自体は中止してくださいねというふうなご指示でございました。

そういったふうなことの中で、埋め立てを中止させていただくと、水質検査をお願いするというふうな形の中で、まずは、その対応をさせていただいたところです。実際、水質検査の結果が1月の下旬に出ましたですし、その結果もあわせてですし、メーカーのほうに1月の多分月上旬に精密な検査をしていただきました。その結果も含めて、最近になって埋め立てを既にしております2カ所のブロックと、あと周回の道路の法面のほうで2カ所、これはまだ、埋め立てをしておりませんので、その部分も含めて合計4カ所が異常があるということでございます。もう1カ所は機械による異常があるところが1カ所ありました。都合5カ所でございます。

そういうふうな形でしたので、保健所のほうと協議をする中で、メーカーのほうの見解といいますか、あと水質検査の分析だとかいうふうな形の中で、どういうふうな形の対応をしていきたいと思いますかということ、ずっとこの間、協議をしましてまいりました。ようやく先週の終わりに保健所のほうとお話、協議の結果ができ上がったんですけども、その結果といいますのが、今、申しあげました埋め立てを既にしております2カ所については、ベントナイトという、その薬品、セメントを注入することによって、その部分は永久に固めてしまうというふうな形をとりましようかと、あと2カ所、法面の部分、まだ、埋め立てをしていない部分ですね、これにつきましては原因の究明も含めてですけども、掘り起こすといいますか、めくり上げて表面が、穴があいておっいたらいいんですけども、それでわかるんでしょうけども、それも表面に穴があいてないとなりますとめくって、その点検もしないといけないというふうな形の中で、そこの埋め立てしていない部分につきましては、自転車のパンクの要領といいますか、パッチですね、穴があいておる部分に、その同じ樹脂を張りつけるというふうな形の修理をするというふうな形になりますし、最後の機械の不備の部分、これにつきましては、その機械を取りかえるというふうな形で工事をするというふうな形で、保健所のほうと協議が整いましたので、年度内にそういった工事をさせていただくというふうな段取りで今、進んでおるということでございます。

年度内の、その3月中ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） たしか、この2、3年前もね、2年ほど前ですか、そういった異常があるというような形で、かなり、既にごみも不燃物、そういったものも注入されておられて、ユンボで4メートルか5メートルほど大きな穴をあけて検査をされておられて、その結果、何か5ミリほどの穴があいていたというような結果だと思うんですが、ただいま課長のお話を聞きまして、真空検査によって、そういう異常があるだろうということが推測されるということでございますが、

いわゆる、どの程度の破損が生じているかということもわからないわけですね。具体的に、その大きさとか、そういったものは想像というんですか、推定はできるんでしょうか。その辺のことはやっぱり掘ってみなければわからないということでございますか、ちょっとお聞きしてみます。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 既に小林議員、ご承知だろうとは思いますが、野田川の最終処分場のシートの構造ですね、それから、まず、申し上げたいと思います。一番下に不織布の保護シートがございまして、これはポリの遮水シートがあると、この間に緩衝材というふうなものがある、また、遮水シートがあって、最終的に、その不織布のシートが、こういうふうにあるというふうな形でございます。

今、申し上げました、その真空検査ですけれども、この遮水シート、ここが、もう密封状態になっておると、その中に空気を抜くことによりまして、真空かどうか分かるというふうな形でございます。埋め立てた部分についてはベントナイトというセメントを入れるというふうなことを申し上げました。そのベントナイトを入れるにつきましては、あまり大きな穴ですと漏れてしまいますですね。中にたまらずに、固まらないというふうな形になりますので、そういうふうなことからいいますと、ベントナイトで補修ができるというふうな判断をメーカーがしておりますので、それから言いましたら、そんなに大きな穴があいておるとい判断ではないということでご理解いただけますでしょうかということでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） いうなれば、この最終処分場が旧町時代にできましたときには、いわゆるダイオキシンでありますとか、いろんな、そういった公害がマスコミあたりも大きく取り上げられておりました、地元の私たち幾地区の住民としましても、やはりたびたび幾地ばかりというようなことで、反対の運動もしたりして、こういった、その当時は最先端の装備を旧町時代にやっていただいたという中で、立派なのがきょうまでできておったわけでございますが、こうして既に約10年ほどたったんですか、11年目ぐらいになるんですか、こういった耐用年数ということもあるのかもわかりませんが、いわゆる経年劣化ということもわかりませんが、ただ、一つの大きな目的として、こういった、今、見せていただきました、いろんなシートの、そういったことの組み合わせなんかでも、やはり水が、排水が、いわゆるあしき養分ですか、水分ですか、そういったものが流れないがための目的でされたものだと思っておりますが、きょう現在の、そういった下の方には配水池がございまして、検査もモニタリングもお世話になっておると思いますが、現状の、いわゆる数値と申しますか、やはり基準値というものもあると思えますけれども、そういったものも数字につきましては、どのような状況でございますか、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 水質検査でございます。これにつきましては、23項目の検査がございまして、検査の箇所を申し上げますと、原水と呼ばれますシートの上の部分ですね、シートにたまる部分の水、それから、地下水、これはシートの下ですね、あと処分場の一番上の部分、いうたら上流の部分ですね、あと処理の施設のところの部分というようなことで、たしか4カ所、23項目すべて検査をしております。基準値が当然ながらございますので、その基準値については、全く問

題がないということで分析の結果が出ておりますので、その点については何ら問題がないのかなというふうに思っております。

それと一つ、申し忘れておりました。シートの破損の原因として、どんなことが考えられるのかということで、メーカーのほうに確認をしておりましたところ、本来、シートが破損、野田川の最終処分場の方式自体が、シートが破損しましたら、そういうふうな形で真空検査の結果、この部分がおかしいよというふうなことが出るわけですね。そうしましたら、ベントナイトという、そのセメントを流し込むと、そういうことによって、そのブロックをふたをしてしまうというふうな方式でございますので、今まで原因究明というか、これは保健所のほうの指示もあつての話なんですけれども、中を掘り起こして原因を調べなさいよというふうなことの中で、その問題となりましたブロックの周辺も含めて掘り起こしをさせていただきました。そうしましたところ、その周辺のところ、掘り起こしたシートの、隣接するシートがどうしてもずれたりというふうなことがありました。その手直し工事なんかもさせていただいたりというふうなことがある中で、メーカーの見解としましては、そういったふうな掘り起こしをすることによって隣のシートがずれるというふうな形の中で、そのブロックとブロックの間の接合部分ですね、こういうふうなところに裂け目が生じたのではないかなと、あくまでも想像ではあるんですけれども、メーカーの見解としては、そういうふうなことでございました。

今回、そういうふうなメーカーの見解も含めて保健所のほうに報告をさせていただきましたので、保健所のほうも、その埋め立てをしておる部分については、別に掘り起こす必要はないだろうと、直接、セメントで固めるということについては、ご了解いただいております。埋め立てをしておりません部分については、容易に確認もできるということと、あと、そこをもし、めくったとしても、その上には何もありませんので、上側には何もありませんので、影響がないということの中で、その埋め立てがしていない部分については、そういった掘り起こしも含めての点検をしていくというふうな方針でおるところでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 今の課長のお話を聞きますと、原因は確たることがわかりがたいというようなお話でございます。本当に目で見て、私も以前、この法面のことが一番、かっとかぎ型に裂けたのを見たことがあるんですが、あれはいうなればユンボでゴミをさらえられたときの、誤りで裂けたことかと思っておるんですが、こういった穴がずれておるだろうとか、そういう想像なんでございますが、いわゆる修理されたときでも、やはりそういったシートが動かないように注意しながら、また、真砂の土を埋めていただいておりますし、一番シートの上には1メートルほどたしか土が乗っておると思います。きれいな土がね。その上から不燃物を、最終処分ものを埋め立てておられると、その上に、また土を乗せられると、こういう繰り返してなさっておられるだけに、ゴミというのか、そういった持ち込んだものの異物によってあいたというような形のことは、どうも私自身としては、あんまり考えられないんじゃないかと思っておるんですが、こういった工事の、いわゆる代金を、こうして見ておまして、広い場所でございますし、また、いわゆる法面も、これからも、いろいろとたくさん分割されておまして、そういった検査をされるたびに、果たしてこういう、いわゆる補修工事が必要なかどうか、本当に、あの5ミリだとか1センチだとか、そういうわずかなことで、これだけの大きな工事を、その都度やっていか

んなんもんかかどうかということの疑問を感じるわけですが、そういう点検、いわゆる水質検査なんかでも見ていただいて、異常がないというようなことでありますならば、果たしてこういうことが、対保健所の問題等もあると思いますけれども、その辺の見通しというんですか、対保健所の、いわゆる指導のとおりにしなきゃいけないものなのかどうか、いわゆる最終的には、やっぱり水質がクリアできておれば、私はいいんじゃないかと、いわゆる上流であり、岩屋川のほうに流れていくというような中で、やはりその中で、また、田んぼでありますとか、あるいは、もっと下流には町の水道の施設も伏流水で取っておる、原水につながっておるわけでございますが、どうですか、ちょっとその辺のことを私自身としては、そういう思いで見えておるんですが、ちょっと課長の、そういった見通しというんですか、そういった思いを聞かせていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がございまして、一般廃棄物も、そうなんですけれども、その施設で事故が起きたら保健所のほうに、当然ながら報告をする義務がございまして。保健所のほうでは緊急の措置も含めて指示をするというふうなことになるございまして。そういった形の中で、予期せぬ事故でございまして、真空検査の結果、破損のおそれがあるということになりますと、当然ながら、それは設置当時の地元とのお約束というふうなこともあるだろうと思えますし、それは無視できない話ですので、当然ながら、その保健所のほうには報告を差し上げて、保健所のほうの指示に従うというふうな形で、今後も進めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに地元との契約ということで、幾地区としましても、やはりたび重なる、そういった最終処分場の受け入れにつきまして、やはりそういったトラブルの生じないということのような思いで、そういったことが、行政側とのご相談もなされたと思うんですが、今、約半分よりちょっと上ですか、詰まっておると思えますけれども、まずこれから、まだ、こういった法面あたりも非常に、まだ、たくさん残ってますし、どうですか、いわゆる耐用年数というんですか、そういう経年劣化的な、そういうような形であるとか、あるいはメーカーの、そういった責任というんですか、そういうようなことにつきましての契約的なことは行政としては、なさっておられないわけでしょうか、どうなんでしょうか。そのシートの、そういった、いわゆる廃棄物を捨てることによって、そういう破れというのであれば、それは後天的なことだと思いますけれども、いわゆる何もない状況での、こういった現象が、次から次に生じてくるということにつきましては、やはりシートのメーカーの責任もあるかと思うんですが、2年ほど前はお聞きしましたら、何か倒産されたとかいうようなこともお聞きしておるんですが、その辺のことにつきましての責任分野的な形の内容は、どういうことになっておりますか、お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） まず、1点目の、どういった破れ方をしておるのかということでございます。過去の何回かある中では、鋭利なものによって穴があいたんであろうというふうなこと。穴の大きさも、それほど大きくない。パッチといいますか、張るものも、そんなに大きくないということがほとんどでございます。1件、ぼやということが考えられるというふうなことが1回あった

というふうに思っております。今回につきましても、そういうふうな鋭利なものだとかいうふうなことの可能性は否定はできないんですけども、先ほど申し上げましたように、前回、行いましたシートをめくり上げてというふうな形の原因ではなかろうかなというふうなことのメーカーのお話であります。

それと、メーカーの保証の関係でございます。これは平成18年の、この議会でも一定の、今のメーカーの保証はどうなんだというふうなご議論をいただいております、そのときの答弁内容を見ておきますと、今、小林議員がおっしゃったように、その18年当時は、まだ、そのメーカーはございましたが、その保証期間は、もう1年だということでございます。1年の中で期限は切れておるというふうなことでの答弁をさせていただいております、シートを保証期間は1年だということのご理解をいただければいいのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 地元の者にすれば、やはりそういう、いろんな放流水なんかに、そういうあしきものがまじらないということが第一の目的でお願いしたということ、そういうふうに記憶しております、今後の課題として、こういったことも、やはりちょっと検討していただくことも必要じゃないかなと、あんまりにも完璧なことをしなければならないことにつきましての、やはりそういったアフターの投入が、どこまでのことが必要なかという形のことを思っております、それについてちょっと質問をさせていただいたようなことでございます。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

3 番、有吉議員。

- 3 番（有吉 正） 同じ質問の関連で質問をさせていただきます。できるだけ質問が小林議員とダブらないようにさせていただきたいなと思います。

今、メーカーのほうの保証期間は1年と、これは前回の工事のときにもいろんな質問の中で、そういうご答弁だったんですが、例えば、これは重機の操作ミスというようなことも考えられるんじゃないかなと、私、素人ですけども、そういうふうに思われるんですけども、例えば、そういうことは考えられないのかどうかということ。もう1点は、そういった操作に対する、車でもぶち当たったら対物保険があるように、そういった保険はないものかどうか、その点について、お伺いいたします。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 有吉議員のご質問で、重機の操作ミスというふうなことでございます。実際、現象としては、穴があいておるのは、たしかということでの確認ができておるわけですけども、だれがどういう形でというふうな、だれのしわざかというふうなことになろうかと思っておりますので、その点については確認のしようがないかなというふうに思っております。

それと保険の関係でございますけれども、私、その認識で確認したことがございませんので、これちょっと確認はさせていただかんかなというふうに思っております。また、後ほどご返事は差し上げることにはしたいと思いますが、過去の保証、修理をする中で、その保険というふうなことの話自体、対応自体してございませんので、現時点ではないのかなというふうなことでは思っております。

議長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） ぜひ保険についても調べておいて、結果はどうであれ、また、調べておいていただきたいなというふうに思います。今回、先ほど小林議員が地元の議員さんとして、やはり心配されておられるわけで、直すものは直していかなければならないと、これはそう思います。やはり地域の方に安心を与えていかなければならない施設なので、その点はしっかりやっていかなければならないわけなんですけど、ただ、前回も、前回といいますのは、先ほど課長が言われた18年ごろですか、19年か、私、忘れちゃったけども、私の記憶では700万円ぐらいだったん違うかなと思うんですけども、修理費用がかかっているわけなんですね。

いわゆる、そのときの事故の検証を、やはり生かしていかなければならないですし、それから、今回の、いわゆる修理についても検証をして、次の事故というか、こういうことが地域の方に心配をおかけしたり、また、多額のお金がかかることを防いでいくことも、やはり仕事のうちのひとつだと思いますので、そういう点について、やはり原因究明とか、そういうこともしっかりしていかないと、次の事故につながらないようにしていかなければならないわけですので、その点について担当課長のお考えをお伺いしたいのと、それから、10年たった施設ですと、一応基本的に15年というのがある、その後は、もっと長く使えるということもつなげていかなければならないわけなんですけれども、次の施設を仮に新しくつくる場合、どういったやり方がいいのかと、どういったやり方というのは今の野田川方式がいいのか、あるいは加悦でやっておられる方式だとか、岩滝にも同様の施設があるわけですので、そういう点も、次の施設をつくる時に知識の蓄積といいますのか、そういうことにもつなげていかなければならないわけですので、そういう点についてもお考えもお聞かせ願えたらなと、ほかの施設との対比もあわせて、よろしくお願いたします。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 前回までの事故の検証といいますか、これはその都度、その都度、させていただいておることですのでございます。先ほど小林議員おっしゃいましたように、先ほど見本をお見せしましたけども、ああいったシートの上に埋め立てを開始するまでに50センチの覆土をするというふうなことになってございますし、あと畳なんかを敷きまして、なるべく、そういう鋭利なものも入りにくいというふうな工夫もさせていただいておる中での事故でございますので、なかなか、それと、先ほど重機の操作ミスだとかいうようなご指摘もございました。その点については、作業する職員も、そういうふうなことがないようにとか、十分注意させていただく中で、作業はしておってくれるというふうに信じておりますけれども、不幸にして、そういうふうなことが起きるということでございますので、そういった意味では、もっと注意深く集中して作業を行うというふうなことに尽きるのかもしれないんですけども、十分に、その辺の注意は払っておる中での事故だというふうに認識をしております。

今後のことにつきましては、まだ、野田川の最終処分場につきましても、たしか平成30年までの期限がございまして、そういった中では、考えて、次期の処分場というふうなことも考えていかなければいけないのかもしれないかもしれません。そういった中で、議員おっしゃいましたような今の方式が、どういったふうな方式がいいのか、聞くところによりますと、今の方式では、もう真空状態が保てないということを自動的に感知して、自動的にセメントを入れるだとかいうふうなこともできるような施設があるような話も聞いておりますが、その新しい施設をつくる段になりましたら、そ

の辺のこと、今までの事故の検証も含めて、十分な検証をさせていただく中で考えていかんとあかんことなのかなと思っております。以上です。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 上に50センチの覆土ですか、畳も敷かれたり、覆土を置かれたり、でも、こういうことが起きたという、これがどうしたらいいのかということをやっぱり一つ検証していただきたいなと、というのは、そうすると基本的に、根本的に原因がないのであれば、つくったやり方が悪かったのか、そのものがだめなのかということになりますので、やはりそれを次の施設に、今、どうこういうわけじゃないですけど、次の施設に知恵を生かさなければならぬのじゃないかなというふうに思いますのと、最後、1点、この多額のお金が、1,000万円の予算が出ておるわけなんですけども、これは修理ですので、補助金等々、厳しい部分はあるかと思うんですけども、その点について、見通し等はございますでしょうか。単費で全部、出さんなんわけでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 財政との協議の中で、この1,035万1,000円の修理費につきましては、京都府の補助金をいただけんかなということで、今、申請をさせていただいております。それが、思いどおりといいますか、私どものほうの思いどおりでありましたら約半分の、2分の1が補助としていただけるかなということでございます。

今のところは申請中ということですので、まだ、その決定には至ってないということでのご理解をいただければと思います。

3 番（有吉 正） 議長、終わります。

議 長（井田義之） ほかに。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） またかと思われるかもわかりませんが、先ほどの件で、もう1点、この補正の科目が廃棄物広域処理委託料ということで上がっておるんですが、これ破損ということなら修繕とか、そういうものに上がってくるのではないかなと思うんですが、その辺の、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 家城議員のご質問にお答えいたします。大変ややこしい計上の仕方をしておりまして、説明のほうも難しいんですけども、この3月の補正予算、今回の第8号の補正予算を計上させていただく段階では、もう既に工事が終わっておるつもりでございました。言いますのが、先ほど一番初め小林議員にお話を差し上げましたように事故自体が12月26日だったと思いますけれども、その日に確認といいますか、真空検査の結果、異常が出たということでございますので、少なくとも年度内には急いで工事のほうをしないといけないだろうというふうなことで、3月の補正予算までには間に合わないだろうということの中で規定の、今あります廃棄物処理委託料の中から修理に必要な工事費1,035万1,000円を予算流用させていただいて、使わせていただくというふうなことで、そうしましたら、この廃棄物広域処理委託料に1,035万1,000円の穴がぽっかりあきますので、その部分に、今回の補正予算で穴埋めをするというふうな形でございます。というやり方をしておりますので、実際は遮水シートでこ

ざいますので、家城議員がおっしゃるように工事請負費になるのか、修繕料になるのか、ああいふふうなことになりますけれども、そちらのほうの予算がございませんでしたので、一たん、この廃棄物処理委託料、これは宮津市の清掃工場にお支払いする可燃ごみなんかの処理の委託料でございますけれども、そちらのほうから必要な額を予算流用させていただいて、そちらのほうで修理を行って、そちらのほうで支払いをすると、そうしますと、この宮津市のほうの廃棄物処理委託料のほうから1,035万1,000円抜きますので、その穴があきますので、その部分に穴埋めをするというふうな形の中で補正をしたということでございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 企画財政課長にお聞きます。今の流用で妥当な処理の仕方なのでしょうか。補正なんで、僕は修繕か工事費かに上げるのが、本来の補正だと思うんですが、ちょっと説明を聞いてわからなくなったんで、教えてください。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをいたします。ただいま住民環境課長が申し上げましたように、事の発端が12月の末ということで、以後の議会が3月になるというときだったわけでございます。そこで住民環境課のほうから財政のほうにもご相談を受けまして、3月の補正予算で対応するにしましても、補正予算の可決をいただくのが中旬ぐらいになるだろうということになりますと、年度末まで十分な工期がとれないということと。それから、できるだけ早く直していくということが必要だということから、工事が実施できる環境を整えれば、できるだけ早く対応をしていくべきだろうということで、とりあえず、この委託料の予算から流用をして工事発注をしていくということにいたしました。そうなりますと委託料が不足しますので、その分を3月の補正で追加をさせていただいて補っていくと、そういう形を原課のほうとはご相談をさせていただきまして、年度内に、スムーズに事業執行できるようにさせていただくべきかなということで、そのような措置をとらせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 次の質問もありますので、この辺にしておきまして、原因の究明は、とりあえず1,000万円の多額の修理がかかっておる件ですので、不可能であろうかというような答弁でしたが、1,000万円の工事をするなんていうことは普通で考えたら、もうとてもじゃないけど、想像もつかないような単位になってきてますので、やっぱり原因の究明というのをしっかりしていただいて、管理の仕方も、もう1回見直していただければと思います。

次の質問ですが、22ページの衛生費府補助金の阿蘇霊照苑整備事業の補助金で88万8,000円というのが上がっております。この何か外壁がどうのこうのというようなことだと思うんですが、詳しい内容を教えてください。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。まず、二つの事業がございまして、一つは事務所と待合所と兼ねております建物の外壁の塗装工事を行いました。これの工事費に対して19万1,000円の補助をいただくということでございます。

それともう1点は、火葬炉の温度制御をしますインバータを取りかえを行いました。これに係ります補助金として69万7,000円、都合88万8,000円ということでございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 46ページに阿蘇霊照苑管理運営事業というのが補正で上がっております。ここを見ますと、補正額は8,000円ということで、今の工事、また、オート制御の点検か修理かということなんですが、その辺は、どこに上がってくるのでしょうか。次の分がちょっとわからないのですが、教えていただけますか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今、補正予算書の45、46ページをお開きいただいておりますけれども、今、議員、ご指摘の46ページのほうは予算の追加でございます。これにつきましては、当然ながら追加ということです。あと、その左側に45ページのほうに、補正額の財源内訳とございます。ここで国府の支出金を88万8,000円、あと一般財源が三角の88万円ということの中で、この補正額も含めた形で、今のご指摘の京都府の補助金の関係を整理したということで、ご理解をいただければということでございます。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） すみません。よく見てませんでして、理解させていただきました。

続きまして、42ページの算所会館管理運営事業のほうで、改修工事が減額の2,800万円という数字が上がっております。アバウトですが、予算が多分6,900万円ぐらいだったかなと感じておるわけですが、補正額がかなり多いんですが、内訳というか、その辺の内容というのをご説明いただければと思います。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 予算書41、42ページの算所会館の管理運営事業の工事請負費で2,804万3,000円の大幅な減としております。この経過でございますけれども、議員、ご指摘のとおり当初予算では6,975万4,000円の計上をしておりました。この予算要求をしましたのが一昨年11月でございます。この当時、京都府の補助金申請がございまして、それに間に合わせるために大きくりの申請額で申請をさせていただいたことから、その後になりました当初予算の計上についても、その申請額で行わせていただいたということでございます。

その後、補助制度の趣旨ですとか、あと、この工事自体、ご承知のように耐震化ということと、古くなっておりましたので、全面改修というふうな形で事業を行ったわけですが、そういった形の中で事業などの精査を行いました。そうしましたら、もうその時点で5,000万円を切るような金額になっておりました。そういうふうな形の中で、最終的に契約によりまして、工事費のほうで4,110万7,500円というふうな形の中で、契約をしたということでございます。

ちなみに財源内訳のほうも申し上げておきますと、今、申し上げました決算額に対応する額としまして、京都府の補助金としまして、総事業費全体の75%に当たります3,083万円、残りが合併特例債ということで1,130万円ということになってございます。以上です。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 大体、内容はわかったんですが、7,000万円の予算に対して3,000万円近い補正がという部分で若干疑問は感じますが、制度だとか、内容の中でということとは理解させていただきました。そういう部分もちょっと頭に置いておいた中で、総務常任委員会で36ペー

ジの固定資産税の評価事務の委託料が18万円ほど減額になっているという中で、委員会のほうで担当課のほうに説明させていただきまして、いわゆる年度末に当たって委託料を値切ったら、これだけ安くなったんだというようなご答弁をいただきまして、年度末になって値切れば事業費が安くなるのかな、委託料が安くなるのかなと。また、補正でも7,000万円の分が3,000万円になるのかなと、今、予算審議を今後、控えておるわけですが、予算を計上される中で確かに数字の麻痺というか、100万円だ200万円だという数字が重いものなのか、軽いものなのか、決して軽いとは思ってはおられないと思うんですが、なかなか、一言値切ったから18万円安くなったなんていう話は、あんまり僕は聞いたこともないですし、こういう世界なのかなというようなことで、納得せよと言われては納得しにくい部分もあるんですけども、その辺、やっぱり企画財政課あたり、財政見通しも出していただきまして、やっぱり数年後には事業もできないんじゃないかなというような財政の中で、こういう軽率など言うたら失礼な言い方になりますし、簡単に値切ったら、これだけ下がるんなら、予算を組む段階で、いかにその業者なりと話し合っていたら、委託というのは、僕は本来、ないのが一番いいとは思いますが、委託をせよ、どうしても業務に差し支えがある部分に関しては、こういった、値切ったから20万円も安くなったというような報告で、ああそうですかというのは、よかったですねというのは、ちょっと納得がいかないんで、やっぱりきちとした精査が必要ではないかなと感じておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 全体的に予算に関係しますことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員、ご指摘のように年度末に値切ったから安くなったというご指摘ですけれども、総務常任委員会で、どういうやりとりがあったかは私、存じておりませんが、決して、そういうことではなかったんじゃないかというように思っております。今、ご指摘の住民環境課の所管の算所会館の改修につきましても、適法な競争性を働かせて見積もりなり、それから、入札なりを行って予算が少なくて済むということは、もちろんあるわけですけれども、値切って安くなるということについては基本的にございません。したがって、どういうやりとりがあったかはわかりませんが、内容としては、その計画を変更したから、あるいは設計を変更したから、そのような大きな減額が発生をしたのだらうというふうに、私のほうは理解をしております。

どちらにしましても、予算が実績と、かなり離れていくということは、予算の予測をする上でも、あまりよくないことですので、当初の計画がどうであったかという、その議論は残るだらうと、そういうふうに思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9番（家城 功） 確認は、また、課長同士でしていただければと思います。もちろん値切っていたら安くなれば、それにこしたことは、私もよいと思いますし、お金がどんどん、払う分が少なくなればよいと思いますが、先ほど申しましたように予算段階で、やっぱりきちとした精査をしていただき、補正額がかなりマイナスばかりなんで、今回の補正でも、ありがたいことだと私は思っておるんですけども、これが逆にプラスばかりになってくると、予算はどうだったんだらうなという気持ちにもなりますし、また、そういうような質問をさせていただいたら、値切

ってお金の、金額の調整をしたら、そうなんだというような話だったので、そういうようなことが可能ならば、できる限り予算の段階でしていただければと思っておりますので、今後の取り組みに活かしていただければと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

議長（井田義之） これで暫時休憩をいたします。

10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時50分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行し、一般会計補正予算（第8号）について、質疑を続行します。

先ほどの家城議員の質問に対して、植田税務課長から発言の申し出がありますので、これを受けます。

植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 先ほどの家城議員の固定資産の業務の関係で、値切ったという話がありましたので、説明のほうをもう少しさせていただきたいというふうに思います。

予算見積もりで、業者から見積もりをもらっております。それで年度末にということございましたんですけども、23年5月17日に業者と契約を結んでおりますけれども、そのときに再度、見積もり提出依頼をお願いしております。そのときに随意契約なんで、業者のほうに見積もりをいただくんですけども、できるだけその契約のときに打ち合わせもしておりますので、その中で、いわば安くしていただきたいという旨は伝えておりますので、契約するときに、既に、その18万何ぼかを安くで契約させていただいたということで、年度末になって業務が終わった後、安くせいというようなことではなかったということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、一般会計補正について、企画財政課長に質問をいたします。

地域イントラネットの整備事業、32ページで1,600万円余りの減額補正ということになっています。このボックス料等々が減ったという形で当初、提案のときに、あるいは総務委員会ですかね、説明を受けているわけですが、改めて現状の地域イントラネットというのが、どういう事業で、今回、この減額補正で、この23年度の取り組みは終わっていると思うんですが、どこまで、どういう形で進められたのか、今後、どういう、これをどういうふうに、さらに進めるのか、その辺の事業の全体についてお聞きをしておきたいと思っております。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回、地域イントラネット整備事業におきまして委託料、これは情報通信機器設定委託料1,000万円並びに備品購入費を604万2,000円減額措置をさせていただいております。この地域イントラネット整備事業につきましては、合併後に全町域に光ケーブルを敷設をいたしまして、それをできるだけ地域にも、いろんな面で活用ができるようにということで、平成22年度、平成23年度の、この2カ年で一定、この整備をしてい

こうということで進めている事業でございます。

内容としましては、町内の学校、公民館、それから、地区の集会所、それから、いろんな町内の公共施設、これら23年度につきましては44カ所を整備しているわけですが、ここと、いわゆる町と専用の光ケーブルを使ってネットワークを築いていこうと、その専用ケーブルを活用して、いろいろなことに情報伝達ができるようにしていこうと、こういう事業で取り組んでおります。

一定、22年度、23年度で終わるわけですが、このことによって、例えば、公民館にイントラネットの専用線が引けるということになります。公民館の宅内まで幹線から引き込みをいたしまして、宅内に機器を取りつけるというところまでを、この2カ年でやってきているところでございます。

今後、それをパソコンなり電話なりテレビなり、こういった専用の端末を整備していくことによって、つなぎさえすれば地域のインターネット網が活用できるという、そういう環境にしていこうというところでございます。今回の補正予算の減額につきましては幹線から各施設の宅内に引き込みをして、そこに光を受ける機器、それから、光をデジタル信号に変換する機器、その信号を今度、端末に送る機器、大まか三つの機器を宅内に取りつけるわけですが、その収納ボックスを二つ考えておりましたが、これを二つにすると、見ばえとか管理上も好ましくないということで、一つのボックスにさせていただいたということによって、もう一つのボックスが不要になって、それを含めて計上しておりました委託料、これを一つには減額をさせていただくという、そういう減額要素が一番大きいところでございます。

それから、備品につきましては、今、申し上げましたような機器を、それぞれに別途、見積もりによって競争をさせまして、業者から納入をいただくわけですが、見積もりによる減額が発生いたしましたので604万2,000円減額をさせていただいたと、こういうことでございます。

今後、まだ、端末の機器等の整備は進めていかなければいけないわけですが、町の内部にも、この情報のワーキングをつくっておりますので、それらの会議の中で、どういったことに活用ができるのか、十分検討をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） イントラネットということですので、インターネットの機能を使って特定の限られた中での情報のやりとりができるというのがイントラネットだというふうに思うんですね。この場合だと、与謝野町内という限られた中でインターネットの利用方法で情報のやりとりができる。それを公民館等々も含めて広げられたということだと思うんですが、そのことによって今後、言われたように、いろんなことが可能になると思います。それで、まず、必要なのがセキュリティの問題なんですけども、専用線ということですが、普通に家庭で使うインターネットと、いわゆる、この地域、当町のイントラネットがソフト的には遮断されていても、ハード的に線がつながっているという場合と、線そのものが、それとは仕分けがしてあって、言われたように専用線になっているという場合では、セキュリティは格段に違うというふうに思うんですが、その辺は、今後どう使っていくかという点では、このセキュリティというのは非常に大事だと思うんですけ

ども、どのような形の専用線になっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。先ほども答弁させていただきましたように、通常のインターネットの回線とは別の専用の回線で、イントラネット網を構築してきているということですので、そういう意味では、セキュリティ上は非常に制約ができるというふうに思っております。

例えば、公民館で今後、税務相談、あるいは健康相談、あるいは選挙の投票事務、こういったことが行われる可能性が、もちろんあるわけですが、そういった際に専用の情報だけが使える端末なりケーブルなり、そういう専用線なりで環境が整いますので、そういったセキュリティ上の問題につきましては、かなり制約ができるというやり方を今後も基本に進めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうハードの構造ということは、言われたとおり、いわゆる役場の中で業務を行っていることと同じ業務が公民館などでもやろうと思えばできると、そういうプライバシーの保護等々もしっかり守れるということになるんだというふうに思います。

そういうことができることになれば、言われたようなこと以外にも防災の問題も含めて、可能性は大きく広がるだろうというふうに思っています。

それで、今後、どういうテンポで、これを活用するのかと、線を引いただけでは、それで終わりなんでね、活用してこそ、これ生きると思うんですが、今後、どのような形で考えておられるのか、お聞きをいたします。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。そここのところは、予算の関係とも密接に絡んできますので、きちんとした、今後のスケジュールが、まだ、描けてはおりません。また、その内容も何を優先的に、いつやっていくのか、これらもまだまだ、検討の余地がある段階でございます。ただ、せっかく引きますので、専用の線を活用して、電話機能ができるように、いわゆる内線電話化をしていくということによって、電話料が要らなくなるということもございますので、まず、その辺をやっていかうかということで、平成24年度の当初予算に、それを実証試験をするための対応策として一定予算、町内に3カ所程度、置いてみて、使ってみていただいて、どういった使われ方がされるか、そのデータの容量なども図りながら、今後の方法に役立てていきたいということで、実証試験を行う予算で、24年度当初予算にも上げさせていただいておりますが、まずは、そこらの取り組みから進めていきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その場合に、接続されたすべての施設を同じように一斉に使うことによって効果が上がる場合と、それから、そうではなしに、個々の場所を使っていくという二通りあると思うんですね。言われた、例えば相談みたいな業務、これは日にちを決めて、いつにどこの公民館で、こういう相談をしますと、そのときには、いわゆる役場で受けると同じ態勢で、その業務ができる、そういうことを今からつくり上げるという、これはすべて一斉にしなくてもできるわけで、経費的には非常に安くできるというふうに思うんですね。この部分については、そういう意味で優先的に取り組まれると、取り組めるのではないかというふうに思ってますけども、そういう庁

舎の統合問題等々で、いろんな住民から意見が出てますけども、やはりそういう相談業務が、より身近なところでできるということというのは、今の行政にとっては、今後の行政にとっては必要なことだというふうに思ってますので、ぜひそういうところからでも取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。町内にいろんな施設があつて、今回、そういったイントラネット網を築いていくわけですけれども、議員おっしゃいますように、一番活用度の高いのは公民館だろうというふうに、私どもも思っております。それは行政情報を、こちらからお伝えするのも、また、向こうからいただくのも、また、防災につきましても、こちらのほうとして必要なのは、まず、公民館だろうというふうに思いますし、主として、そういった相談業務、税、保健、福祉、こういったことの相談業務が行えるのも公民館であったり、保健センターであったりというようなところになろうかと思っておりますので、できるだけ多くの方々に、そういったメリットが及ぶような優先順位を考えて、今後、進めていきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、先ほど来から何人かの方からございました遮水シートについて、もう少しちょっと理解が乏しいところがありますので、お願いをします。

まず、平成20年に、この遮水シートが破損をいたしまして、そのときは5ミリ破れたというふうに聞いておったような記憶があるんですが、それから、そのときに私は非常に制度の高い装置がしてあるなというふうに思つてまして、そのときの理解は、いわゆる検知のシステムが、いわゆる電氣的な検知のシステムだという理解をしておったんですが、きょうお話を聞くと、そうでもないかなと思つて、こここのところからお願いします。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。ここ今、取り出しましたのが遮水シートの見本といいますか、ああいうふうな形でございます。ここに1本、配管が出ておりますけれども、実際には各ブロックごとに2本の配管がございます。1本は点検用ということで、もう1本は管理用ということになってございます。点検用のチューブから空気を抜くという形です。管理用のパイプにつきましては閉じております。閉じておいた上で点検用のホースから抜くという形です。シートに破損がなければ真空の状態がわかるというふうな形になってございます。ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、私は、例えば、よそのところで見ますと、注意だったら黄の印が出ると、あるいは赤が出ると、そういう検知式のシステムのところを見たことがあるんですが、そういうことではないわけですね。今のシステムからいいますと。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 貴重なお時間をいただいて申しわけございません。議員、おっしゃるように、電気式のものもあるということですが、私どものほうは今、申しあげましたようにエア

一を抜いて、それに異常があれば電氣的に赤いランプがつくというふうな形、ランプがつくという形です。吸引は、ポンプの中で抜くという形になります。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、課長、12月26日に、いわゆる私の理解ではメーカーの側といえますか、点検をお願いしておるところが、それを見つけたというふうな、私は今まで聞いておったんですが、課長の側では、これを実際に、これはちょっとぐあいが悪いなど、こういう状態が起きているというのを確認されたのはいつですか。現場の人がおるわけですから、

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 12月26日にランプがついたということを確認しましたということです。

それを受けてメーカーのほうに詳細な検査をお願いしたのが、ことしの1月11日ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 普通、そういうサインが出ますと、その数日前に、こういうことは起きているわけですね。1カ月とか、あるいはもっと前かもわかりませんし、そういうことを課長は12月26日に確認されたということですが、なぜ直ちに、そういう措置にとれなかったんですか、なぜ1月になった、これはメーカーの都合ですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この真空検査でございますけれども、マニュアルによりますと半年に一度、行うことになってございます。前回、6月の下旬に行いましたので、そろそろ、もう半年だということの中で、こちらの住民環境課の職員が野田川の最終処分場の職員に、その真空検査をしてくれとことで指示をさせていただいたのが12月26日、その日に確認をしたところ、その赤ランプがついたということでございます。

早速、先ほどもお話を差し上げましたように、保健所のほうに行きますとともにメーカーのほうにも連絡をさせていただきました。ところが、12月の暮れが押し迫った中でしたので、メーカーのほうも、なかなかすぐというふうなことのご返事もいただけないというふうな中で、一番直近というふうな形の中で1月11日になったということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それから、課長、先ほどベントナイトのお話ございました。ちょっとシステムがわからないんですが、破損箇所が出ますと、そういうベントナイトで、それを吹きつけるとかいうことはわかるんですが、ここの施設そのものが、いわゆる一番下の部分にベントナイトの改良土といいますか、そういうものが入ってるのではないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ベントナイトは吹きつけるわけではなしに、先ほど点検用のチューブと管理用のチューブがあるというふうに申し上げました。先ほどとは逆に管理用のチューブを開けまして、点検用のチューブのほうから、どちらかということなんですけど、今、申し上げました管理用のチューブを閉めて点検用のチューブのほうからベントナイト、これは液状になりますので、そのポンプで、この中に注入していくと。通常、真空の状態ですと、なかなか入りませんので、

管理用のホースを開ける状態の中に入れていくというふうな形になっております。

そのベントナイトが、先ほど、別のシートをお見せしましたけれども、その下に入っておるといふことは、多分、構造上の指針が環境省のほうから示されておるんですけども、その中にもなかったと思いますし、多分、野田川の処分場でも、そういったことはしてないというふうな思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それで課長、そういうことがわかったということで、そのシートの破断面そのもの、それは課長は確認された、シートの破断面は、何箇所かあるということでしたね、先ほどのお話では。そうしますと、そのシートがなぜ破れたかということが、これは一つの、あるいは、なぜ穴があいたかということが問題になってくると思うんですけどね。その辺に一つの方法としては、前回のときもお聞きしたのは、そういう確認がされたように聞いておったんですが、それはできない、あるいはできていないと。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほども申しあげましたように、今回のシートの破損の状況につきましては、法面も含めて確認のほうはできておりません。メーカーのほうの見解によりまして、多分、前回までに掘り起こしたというふうな修理をしたわけですけども、そういった形の中で、その各ブロックの接着面を中心に破損したんであろうということでの見解でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは前回も、こういうことがあったわけですので、この場合、メーカーにお願いする場合に、メーカーの補修の計画書というのは、取り交わしをするということになっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今現在、保健所のほうからの求めもあります中で、今現在の現象がある、その現象については、どういうふうなことが考えられるかなというふうなことも含めて、専門家の見解を書いてくれということで保健所のほうからご依頼があります。それをメーカーにお伝えをして、それに基づいて、多分、前回もお世話になったと思いますけど、名前は忘れまして工学博士の方だと思いますけども、のほうから見解をいただいて、こういうふうな原因が考えられると、それについては、こういうふうに対処すべきだろうというふうなことの中で、それに基づいてメーカーのほうも修理を行うというふうな形をとりますので、その修理に当たって、特に別々に仕様書等を取るといふことは、今のところは考えておりません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 必ず何らかの方法で、そのシートをふさいでおかないかんわけですね。だから、それには、例えば引っ張る試験でありますとか、何キロかけたら、それが大丈夫だとか、そういう試験の方法をメーカーは持っていると思うんですけどね。その辺については研究を今後してお願いしたいと思っております。

それから、地下水、地下に浸透を、私はしていないと思うんですが、先ほどの課長の話ではモニタリングをやって、23項目ということだったんですが、そのところをもう少し詳しくお願いできませんか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） その23項目の水質検査と、もう一つ若干ちょっと申し上げたんですけど、シートの上の水、それから、シートの間の水、かん水ですね、シートの中にある水、これはたしか1カ所しか、水はシートの中に入ってないというふうなことですけれども、その水、あとシートの下の水ですね、遮水シートを隔てまして、一番下と、遮水シートの中、あと遮水シートの上の水質を取ります。そして、多分5、6項目のマグネシウムだとかナトリウムだとかいうふうな、たしか6項目の検査、それぞれの濃度をはかります。それを数値化といいますか、図形化する形の中で、それぞれが同じ水質であれば、同じような形といいますか、検査結果になるというふうな検査の方法がございます。ダイアグラム検査というふうに言っておると思いますが、その方法で前回の修理のときには、もう明確にシートの上の水とシートの間の水、これがほとんど同じだというふうなことで、図形的にも同じだというふうなことで確認ができたわけなんですけれども、今回は、私どもの素人が見ましてもですし、あと京都の微生物研究所に依頼しましたので、微生物研究所のほうにも確認しました。あと保健所のほうを通しても確認をしたんですけども、その三つのダイアグラムで、どこの水が、どういうふうなかかわりを持っておるのかどうかということが今回の水質検査ではわかりませんでした。

というのが、いろいろなことが考えられる。上の水と下の水がまざっておるというふうな可能性も否定はできない。それと上の水がシートの間に入るというふうなことも考えられる。逆に下の地下水が、そのシートに入るというふうなことも考えられる。どのことも考えられるというふうなことでございました。ところが、先ほど申し上げましたように、そのシートに水がたまるというふうな症状は1カ所だけ、1ブロックだけですし、その量も、そう大したことはないということ。あと真空検査の結果、それほど大きな穴があいておるようには見えないというふうなことの中で、最終的に今、申し上げました、その埋め立てをしておる部分については、ベントナイトで固めるというふうなことが最善の方法ではないかというふうなことで、メーカーのほうで、そういうふうな結論を出してきたということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 課長、私がお尋ねしたかったのは、それはわかるんです、それは中の水を取って試験をしておられる。そうではない。周辺部ですわな。いわゆる、その施設の周りで何箇所か、やっぱり私は地下水で漏水しているということになるなら、この検査をしないと、地域は安心したということにならないという気がするんですけどね。そのことは課長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。私は、そこがちょっと知りたいんですけどね。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 野田川の最終処分場すべて申し上げますと、全部で34のブロックがあると思っております。その中で今回、異常があった部分については、当然ながら真空の検査をさせていただきました。その周辺も含めまして、検査をさせていただいております。そういったふうなことの中では、考えられる周辺部も含めて真空検査を行いました。その結果、異常がないということでの理解であります。

最終処分場の埋立場の上流、施設の一番上流側で、一番下流側も含めて検査をしておりますので、そこで異常が出てくれば、先ほどの23項目も含めての検査結果ですけれども、いうふうな

形の中で確認をしておりますので、それでは基準値以内ということの中で異常がないということ
で理解しております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ以上は、もう踏み込みませんが、一つ、そういう私は、やはり周辺部でやっ
ぱり地下水の調査というのは絶対必要だと、こう思っているんですが、ぜひこれは研究をしてい
ただくということと。

それから、もう1点、これから、これまで、きょう何回かあったわけですので、これからどう、
そのためには、やっぱり課長の側でも、でも遮水シートが、なぜ破れるかと、そのいろんな項目
を想定をされて、そのチェックを、私はする必要があると思うんですよ。ぜひ、そのことはメー
カーとも相談をしながら研究をしていただきたい。そして、地域にやはり、私は安心感を与えて
いただいて、それで今の場合、野田川町がやられようとした、これで安心してもらえるんだとい
うことが十分安心してもらえないということに、私は思えるものですから、せつかくの、これだ
けの設備ができるように、一つ研究をお願いをしたいということを最後に、ここだけ課長にお願
いしておきます。また後、ちょっと伺います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、課長が申し上げましたように、どの不燃物処理施設にしましても、それ
は必須でございますので、周辺部及び、それらの水質についてはきちんと調査もし、そうしたご
報告をさせていただいている。ただ、幾地にあります、あの施設については、地元の方たちが、
それ以上にちょうど、あのダイオキシン問題で大変な時期だったんで、いち早く漏れてる場所が
わかるような、そういうブロックごとの、そうした設備を投入して少しでも早く、破れたら注入
することによって固めてしまうということによって、水が外へ出ない、そういう方式をとったわ
けです。

それが、よその施設は入ってないということは、調べるというか、漏れているかどうかをチェ
ックするすべは、先ほどおっしゃったように周辺の水質を検査することによってできると。です
から、当然、幾地の施設も、そういう方法をとっております。それプラス、ブロックごとの、そ
うした修繕が速やかにできる方法として、そういう方法をとったんですけれども、今になってみ
れば、穴があいたところがランプがついてわかる、ブロックがわかる、そしたら、それに対して、
注入してしまえば、ある程度がっちり、そこが固まって心配がないんですけれども、それを掘
り起こすということについては、当初は、そんな予測はしていませんでした。そういうことが大
変なので、そうした新しいやり方で、そこを密封といいますか、していこうと、そういう考え方
でございましたので、それに対して、一つごとの、ランプがつくごとに多額な費用をかけるとい
う結果にはなっておりますけれども、そうしたことが速やかに処理できる方法として、今回、野
田川の最終処分場については、そういう判断をさせていただいたということです。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ちょっともう1点ですね、関連してお尋ねをしておきたいんですが、前回のとき
は、いわゆる500万円ほどの予算だったけれども、何とここに搬入しておる業者の方が、そこ
で作業をしておる会社が幾らか持っておくれて、安くなったような気がしておるんですけどね。
今回の場合は、そういうことはあるんでしょうか。そこだけお伺いしておきます。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 前回というのが、いつかということが不明なわけですが、20年ですか。20年ということでありましたら、補正予算で500数十万円の追加をさせていただいて、結果的に、決算では100数十万円ということになったということでございます。この500万円の補正ですが、掘り出して、そこに穴をふさぐというふうな工事で500万円の計上をさせていただいておるというふうに思っております。

掘るのに当時の、この最終処分場のほうの修繕料の費用、予算が少し余っておりましたのと、あと最終処分場の作業員が重機を扱いますので、ある一定のところまでは、その作業員が重機で掘り起こしたというふうなことで、最終的に100数十万円の修理費で済んだというふうなことをお伺いしております。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは農林課長に1、2点、お伺いしておきます。一つは54ページの有害鳥獣駆除対策費ですね、これ今回、減額補正になっているんですが、せんだって来、2月の終わりから与謝でも大変な、猟友会の皆さん、お世話になりまして、120を超えるほどの駆除をしていただいたわけですが、今回、これを見ますと、大分減額になっているなということで、一つは猟期と、それから有害との関係で、こういうことになるのかなと思っております。そのところをお願いします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。今回、有害鳥獣対策事業としまして、その処理手数料を220万円減額をさせていただいております。この有害鳥獣の駆除につきましては、猟期内の駆除というのは、これは猟期ですので、許可を出していないということでございます。猟期は11月15日から2月15日までですが、シカとイノシシにつきましては1カ月延長になりまして3月15日、あすまで猟期になっておると、この期間につきましては有害鳥獣の駆除の許可を出さないということになってますので、この処理手数料は、あくまで有害鳥獣の処理期間中に処理をしていただいたものについて、1頭当たり7,000円とかいう単価で出しておるとことです。

議員がおっしゃいますように、この先月の下旬から与謝の地域のほうで120頭ほどシカを実質的に駆除をしていただいたということですが、これは猟期内ですので、この手数料は出ないということになっております。当初そんな事態は予定をしておりませんでしたので、予算が余るという見込みの中で減額をさせていただいたという結果になったわけなんです。その結果として、そういう思いもよらない駆除ができたということで、この減額がどうだったのかなということもあるわけなんです。今後の方向としては、猟友会の皆さんや、それから、先日、開催されました農業委員会の総会の中でも、この猟期内であっても駆除、手数料は一定考える必要があるんじゃないかというようなご意見もいただきまして、今後、猟友会の皆さんと協議をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） よくわかりました。課長、一つ猟友会とも十分話し合ってくださいまして、今の猟友会の方々に大変ご苦労になっていると、その辺から期待の一つこたえていただきたいなど、

こういうふうをお願いをしておきたいと思います。

もう1点、農林課長にお尋ねいたします。このパイプハウスですね、52ページ、緊急復旧対策ということで予算を今回、上げていただいておりますが、前回、お聞きしておりましたのは、15棟だというふうに思ったんですが、それで違いますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。今回、補正予算でお願いをしておりますハウスの復旧対策事業でございますが、これにつきましては、棟数については15棟ということで、常任委員会のほうでも被害がありましたハウスの被害の報告はさせていただきましたが、全体では19棟、ビニールの小破損も含めて19棟が損害を、今回の大雪で受けたということでございます。そのうち15棟分について復旧の要望が出ておまして、その予算を今回、補正で組ませていただいたということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 農林課長、そうしますと、この対象になったパイプハウスは、ほとんど保険の適用はなかったというふうに理解しておったらよろしいのでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。保険に入って、農業共済の、農済の施設園芸共済に入っておられるかどうかということについては、私どものほうでは確認はしておりません。また、農済のほうに資料を求めても、今はちょっと出していただきにくいという状況があるということです。ただ、今回、保険に入られておられても、その保険が出ることによって、この復旧事業費をオーバーするということはないという、そういうことで補助率を考えておるということでございます。

当然、満額に近く出る場合もあるかというふうには思いますが、復旧に係る労務費等は一切みれておりませんので、保険でかえって得をするということはありませんというふうに思っております。

15番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、一般会計の補正予算についてお尋ねしたいと思います。

まず、48ページからかけてですけれども、商工観光課長にお尋ねしたいと思います。地域経済の振興を担っている商工会の助成事業でございます。私が聞くとところによりますと、当初、計画しておられました事業が実施できなかったというふうに聞いております。残念なことですけれども、200万円の減額につきましての事情といたしますか、どういうことが発生したか、お尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 54ページの商工助成事業で200万円の減額、とりわけ特別事業の減額ということで計上させていただいております。この件につきましては、各部会に当たります取り組みに対して予算配分をいたしまして、活性化の取り組みをしていただくというものでございますが、この200万円の減額につきましては、実績見合いで落としております部分もございまして、それから、今、ご指摘のとおり事業の実施ができなかったということでございます。とりわけ視

察事業なんです、各部会の、各部会の視察事業については当初計画をされておりましたけれども、このような状況下の中では目的の視察については、当初の目的の視察を変更するというようなことも考えておられる部会もございましたし、やはり実施ができないというふうに、特に状況を考えずに減額されたというところもございます。いわゆる、この200万円につきましては実績見合いということで、ご理解がいただければというふうに思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私が聞いているんでは、商工会の建設部会が間伐材による自然再生エネルギーの取り組みをやる予定だったんですけども、それが、なかなか実施できなかったということなんですけども、そういったことなんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼いたしました。実際、視察事業という部分でくくってしまいましたけれども、この200万円の内訳には、今ご指摘のとおり間伐材の取り組みにつきましても、当初、建設業部会での計画がありまして、ぜひとも取り組んでいただきたいということで支援をさせていただく形で補助金を内定をしておりましたけれども、現実的にできなかったというふうなことで、できれば24年で実現したいという思いもございますので、そういう形で自主的に努力していただくことを、今後、期待したいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 課長の答弁によりますと、24年度に、ことしできなかった自然再生エネルギー、間伐材を利用したエネルギーを、どう研究していくかということに取り組みれるということなんですけども、農林課のほうでもコンサルタントに依頼して、そういった事業をやられてると聞いておりますので、そのもう少し連携といいますか、協調して、与謝野町のプロジェクトで自然再生エネルギーに取り組めないかというふうに思うんですけども、その辺の見解はどうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今回、中断をされました事業につきましては、いわゆる具体的にどのような形で間伐材を活用してという段階ではなくて、どういう形が望ましいのかなという段階でございましたので、なかなか具体的に物件費的などところを支援していくという、取り組むというところまで至っておりませんでしたので、今から調整はできるというふうに思います。杉上議員のアドバイスも受けまして、今から実施されることでございますので、農林課と調整ができるものであれば、調整をしていくということはやぶさかではないというふうに思ってます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 農林課のほうの取り組みはどうなんでしょうか。連携して、ぜひともやっていただきたいと思うんですけども。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。平成23年度、本年度、伐採木等利用活用調査業務ということで、コンサルタントのほうに現在、業務を委託をしております。大体、大まかにまとまりつつあるわけですが、まだ、委託期間が終了しておりませんので、完成は、まだ製本ができたというような段階にはなっておりません。内容としましては、バイオマスの利活用をしていく上での、どれだけ資源があるのかということと、それをバイオマスエネルギーとして利用する場合の、どうい

種類、ペレットにするのか、チップにするのか、薪にするのか、その種類ごとにコスト比較をしていくということで、どういう利活用が一番有利なのかという調査を現在やっておるということでございます、それがまとまった段階で、事業化が可能なのかどうかということも含めて検討をさせていただくということになろうかというふうに思っていますので、その結果につきましては、商工観光課も含めて、コンサルのほうに一度説明をさせる機会を設けたいというふうに考えているところです。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 中小振興条例の中にもうたっておりますように、農業と商工業の連携強化という意味からいいまして、今、農林課長からありましたように、ぜひとも農林課、商工観光課の強い指導のもと、商工会の活動も活発にできるようにお願いしたいというふうに思います。

引き続きまして、これも残念なんですけど、産業振興事業も減額でありますし、次のページの観光振興団体等の助成事業も減額でございます。先ほども申し上げましたように、私たちの町の地域経済の最先端を担っていただいております商工会、あるいは観光協会の事業は、減額になったというのは残念なんですけども、その辺の事情はどういうことが発生したんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。両事業につきましても、補助事業ということでございますので、当初予算で見込んでおりました申請よりも少なかったことによりまして、実績見合いで落とさせていただくということでございます。原因はどうだったんだといいますと、結果的には申請がなかったということなんですけれども、その件につきましては、産業振興会議の中でも状況を報告しながら、それぞれの補助制度のあり方、使いにくいのか、そこまで失礼ですけど体力がないのか、いろいろと分析をしながら、この制度を使ってもらいやすいようにやっていくということについては継続して考えていきたいというふうには思っていますが、ご質問のご回答につきましては、実績見合いで落とさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも次年度に入るわけですので、詳細な計画に基づきまして、予算を組んでいただきたいというふうに思います。

48ページも、緊急雇用対策事業、これも当初予算は1,000万円スタートしたと思うんですけども、これも減額になっておるところでございます。最近、配られました広報よさのにありますアンケート調査も出てます、結果が。この中にも、新たな産業起こしと雇用の確保というのが多くの方が期待をされているところでございます、この重要な時期に、なぜ雇用対策がうまく活用できなかったか、反省の意味も込めまして、答弁を求めておきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。決して反省ということではなくて、実績見合いで積極的に指導もし、実績見合いで落としているわけですけども、いろんな形でPRもしておりますし、努力をしております。使われる方は、私どもじゃなくて企業側でございますので、啓発が至らなかったということについてはあるかと思えますけれども、こちらとしては積極的に使っていたかような啓発をしているところでございます。

ご指摘のとおり1,000万円の中でということでございますけれども、実績見合いで申し上

げますと、この事業の23年度実績としましては、見込みもこの中に、今から出てくるわけですが、実績見合いとして103人の方が町内において雇用が継続されたという部分につきましては、非常に大きな成果だというふうに思っておりますので、国も町もあわせて、この雇用安定化助成金については、非常に成果のあるものだというふうに私は理解をしております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 国の緊急雇用対策事業も引き続き打たれるというふうに思うんですけども、来年度も、この事業は継続事業になるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。残念ですが、24年度につきましては、この事業は中止ということで、24年度の中で、また議論されると思いますけれども、そんな状況でございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この緊急雇用対策事業につきましては、また、予算案の審議の中で行ってきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次は、ごみ処理場の問題が、大きな問題で、今、質疑もたくさんありました。広域ごみ処理建設に向かひまして、事務局が岩滝庁舎の中に設置されているところでございます。宮津市、伊根町からも職員さんがお見えになっているわけですが、今、大きな問題になっておりまして、東日本大震災のがれきにつきまして、昨年、私の質問に、課長のほうは、宮津市と協議して、積極的に取り組んでいきたいという答弁があったと思います。きょう、今日ですね、伊根町、宮津市、与謝野町の事務局が立ち上がっている中で、このがれきの問題につきましての協議はなされているのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に協議はしておりません。それぞれの首長に対する考え方の問い合わせといたしますか、そうしたものはございました。与謝野町としては、気持ちはあっても、実際の今、処理施設等も考えている、そういう中でお受けする場所等がないというふうに私自身は答えさせていただきました。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 場所がないわけなんですけども、今言いましたように、宮津市に強く働きかけていただきまして、いうことはできると思うんです。舞鶴市におきましても、12日の本会議で多々見市長は、国や府の要請があれば、できるだけ早期に受け入れたいと表明されているところでございます。こういった点からも、ぜひとも積極的な取り組みが求められているというふうに思うところでございます。

また、全国町村議会議長会からも、議長会に対しまして、細野豪志氏環境大臣から東日本大震災の災害廃棄くずの広域処理への協力の依頼が来ているところでございます。こうした点を踏まえまして、取り組み方が、いろんな方法があると思うんですけども、町長、答弁お願ひいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階で、宮津市にお世話になって、そうした処理を行っている状況でございますので、その件については、今後の課題になってくるかというふうに思いますが、京都府に、

知事も広域連合の中で、そうしたことを積極的に進めていきたい。また、いろいろな市町村に対しても、そうしたごみの受け入れがしてもらえるかどうか、そうしたことも積極的に説得していきたいというふうなことが、過日、新聞に出ておりましたので、それらの中で、今後どういう方向をしていくかという判断になるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 昨年の京都府管内におきまして、福知山はじめ伊根町さんも積極的な受け入れを表明されておりました。ところが、東京都の猪瀬副知事が、テレビの報道番組でおっしゃってましたように、京都市の大文字の問題から、京都市長がぶれたという影響が非常に大きいというような指摘もなされているところでございます。こうした点を踏まえまして、ぜひもしっかりした、せっかく広域ごみ処理建設の協議会が立ち上がってますので、伊根町、宮津市、与謝野町が協調し協力しながら、東日本大震災の災害廃棄物の広域処理を取り組んでいただきたいと、お願いしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 各市町村に求めていく場合でも、安全性を確認した上でということになっておりますし、また、今、新しい場所を選定していこうという中で、我々のごみでさえ受け入れていただけない今の状況の中で、恐らく地元の了解なんていうことは考えられないというふうに私自身は思っております。

1市2町での取り組みでございますので、そうしたことも慎重に運ぶ必要があるかというふうと考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私の質問は終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） さっき終わりだと言われましたので。

これで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を続行します。

質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、一般会計補正の第8号につきまして、何点か質問させていただきます。

ページ数でいくと、58ページの耐震診断の補助事業につきまして、何点か質問をさせていただきます。3月といえば、11日の東北の大震災が過ぎて1年が経過をいたしました。1万5,000人以上の死者が出まして、大変な大惨事でございます。また、原発や津波といった二次、三次の災害も起こりまして、本当に未曾有の大災害でございます。この丹後地方も、古くは昭和2年、丹後大震災が起こりまして、このときも多数の死者が出たそうであります。そこで、ちょっとお伺いをしたいのは、まず一番目は当町、8,000数百の世帯があるとは思うんですけども、56年5月30日以前に建てられた建物、この対象物件ですね、耐震にかかわる対象物件というのは、町内でどれぐらいあるのか把握をしておれば、お聞かせいただきたいと思

ます。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。平成20年3月に与謝野町建築物耐震改修促進計画というふうなものを立てさせていただいているというふうに思っております。それによりますと、今、議員がおっしゃいましたように、普通世帯数の推計値をもとにいたしまして、与謝野町に8,190戸の住宅があるというふうにさせていただいております。その中で、じゃあ幾らの部分が昭和56年以前なんかという数字なんですけれども、それは平成15年の住宅土地統計調査をもとにさせていただいております、その推計で計算をいたしますと、昭和56年以降の部分が2,730戸というふうな数字が上がってきております。その8,190戸から2,730戸を引きますと、その部分が昭和55年以前の建物だろうというふうに言われております。

ただ、これは木造だとか、それから鉄骨だとか、あるいは鉄筋コンクリート物、全部含めての数字でございまして、この部分を全部把握するというふうなことがなかなかできません。したがって、今、昭和56年以降、以前というふうな分け方をするならば、2,730戸が昭和56年以降だというふうにさせていただいておりますし、それから昭和55年以前の部分につきましても、耐震性能があるというふうに、これも今の土地統計調査をもとにして推計をしますと、そのうちの1,360戸の部分につきましては、耐震性能があるのではないかというふうに思っております、ざっとこれをもとにして計算をしますと、耐震化の現状というのは、今、大体50%程度なのかなというふうに踏んでおります。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、お聞きしますと50%ぐらいが耐震構造になってないという建物が、当地域ではあるのではないかなと。単純に、先ほど言われた数字でいきますと、5,400戸ほどが昭和56年5月30日以前の建物ということで、これから積算すると、約7割ほどが危険な建物といたしますか、耐震構造がなされてないという部分だろうとは思いますが、いろんなことを加味されて50%ぐらいの、耐震構造になってない建物があるということだと思います。

そこで、もう一つお聞きしたいのは耐震診断、耐震補強の前に耐震診断というのが実施されていると思うんですけども、この50%のうちの中で、平成23年度で何軒ぐらい、この耐震診断を受けられたのか。また、今までの実数で、どれぐらいのお家が耐震診断を受けられたのか、その実績をお聞かせいただきたいと。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。これは、耐震診断は、平成17年度から行っておりまして、平成23年度で108戸、診断を実施をさせていただきました。ちなみに平成23年度につきましては、12戸でございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 108戸という数字、大変少ないですね。対象物件が8,190戸の中で半分あるということですので、4,000件ぐらいある中で108件しか耐震診断を受けておられないということみたいですね。

この耐震診断には、町の補助金が出ると思うんですけど、自己資金が3,000円ですかね、診断を受けるのにかかるようなんですけども、実際の、この実額というのは、それは家の大きさとか

いろんなことがあるでしょうけども、大体どれぐらいかかるんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいと思います。それは、耐震改修の金額という。

17番（谷口忠弘） ごめんなさい、診断。

建設課長（西原正樹） 診断のお金ですか。1軒が4万8,000円というふうな金額でさせていただいておまして、個人負担というものがございまして。それは個人さんが直接、診断士さんのほうにお金を払っていただくというふうなものでございまして、3,000円いただいておりますというふうに理解をしております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 家の大きさとか、そういうものも多少影響するのかなと思いましたが、大体、一律4万8,000円ぐらいかかると、そのうち自己負担額が3,000円ということですね。かなりの金額が、この耐震診断を受けるだけでも要ということですけども、診断を受ける前に必要とされてるものには簡易な耐震診断というのがあると思うんですね。診断士に受ける前に、簡易な耐震診断ということが義務づけられていると思うんですけども、この簡易耐震診断というのはどうなのか、ちょっとお尋ねしたいなと思うんですけども。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。今、簡易診断とおっしゃいましたけれども、今の4万8,000円というのが、いわゆる簡易診断に当たるものだというふうに思っております。

この木造耐震診断というふうなことが出てくるとは思いますけれども、診断士さんが各ご家庭に行かれまして、建物の構造だとか、それはわかっている部分だけの診断になるというふうに思っております。その数値がある程度、出てくるようになってます。以前は2万4,000円でした。ところが平成23年度からは4万8,000円というふうなことで、そこで何が違ってくるのかというふうなことでございまして、概算の、その家を見られて耐震改修をしようと思うと、このぐらいのお金がかかるだろうというふうな概算の工事費だとか、あるいは、例えば耐震改修されたときの、いわゆる所得税の減免だとか、そういった部分につきましても、アドバイスができるというふうになっておまして、そのような項目がふえましたので、2万4,000円だったものが4万8,000円になったというふうなことでございまして。その後、仮に耐震改修をされようと思えば、今度は実施設計というふうなものが必要になってくるだろうというふうに思っております。そういった費用と、それから耐震改修の工事分、それらをプラスしたもんに対しまして、全体で90万円の補助が出るというふうな仕組みになっております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） この与謝野町は、確かに海にも面してますので、津波の災害の被害というのも当然、想定されますけども、考えるに、一番大きな被害が出るのは、やっぱり建物崩壊による死者ですね、これが一番ポイントかなというぐあいに感じております。今、お聞きしますと、4,000軒ほどの耐震構造がなされてないお家があると。しかしながら、耐震診断を受けておられるお家は108軒しかないというのでございまして。しかし、その108軒のお家でも、診

断を受けられても、これ工事にかかろうと思ったら相当なお金がかかってきますよね。この108軒の中で実際に改修をされたお家というのは何軒ぐらいあるんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、私どもの耐震改修の補助金を使って、耐震改修をされたというお家が3戸ございます。この制度ができる前に、もう改修をされた方がありますけれども、私が知ってる範囲の中では、その補助をもらわずに改修されたというふうなことがあるようでして、そこの部分が何軒があるのかなというふうに思っております。ただ、この制度を使われて改修されたというのは3戸でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 大変少ないですよ。これは確かに、多額のお金がかかりますんで、なかなか改修に踏み切れないというお家がたくさんあるのではないかなというぐあいに思っております。そこで、ちょっと先ほども言われましたけども、この耐震改修にかかる助成ですね、もう一回ちょっと聞かせていただけますでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 耐震改修にかかる費用の関係ですか。

17番（谷口忠弘） 助成。

建設課長（西原正樹） 今の、耐震診断をさせていただきまして、数値が出てきます。それをクリアしなければ、今は0.7以上というふうにさせていただいております、その部分をクリアすることが出てきますと、補助の制度が乗れるというふうになっております。これは申請をされて工事をされます。その後に工事ができたら、私どものほうが一応検査をさせていただきますけれども、耐震診断士というふうな方がおられまして、その人の検査というのか、そういったものをクリアをしないと補助金を出すことができませんので、私ども以外の、そういうふうな診断士のほうが、そこのお家のほうに行かれて、それで今の工事写真だとか、そういったものを点検されて、確かに0.7以上に入っているというふうなことが出てきて、初めて、そういう補助をするというふうな仕組みになってございますので、そういったことを制度としてやらせていただいているというふうなことでございます。それでよかったですでしょうか。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 耐震診断をした上で、耐震改修をするということで、先ほど言いましたように、これは千差万別ですね、お家の状況から、いろんな多額な費用がかかる改修になると、多分そう思うんですけども、前もちょっと一つ申し上げたんですけども、全面的な耐震補強ということになると、相当な金額のお金がかかるわけですよ。例えばですね、一番危険と思われている、例えば寝てる寝室ですね、夜地震が起きて、建物が崩壊して一番危険なところと言えば、やっぱり寝てる寝室ですよ。だから、寝室だけ補強工事をするというような部分補修というか、部分改修といいますかね、そういうことも素人考えでは可能ではないかなというぐあいに思うんですけども、そういう改修の仕方というのはあるんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えします。先ほども言いましたように、与謝野町で108戸の耐震診断をさせていただいておりますけれども、耐震改修をしていただいたのは3戸というふうな状況でござ

います。これはうちの町以外でも、そのような実態になっておりまして、京都府として実際どうしていくんだというふうな状況になっております。

したがって、耐震改修の補助を90万円と、通常60万円だったのを90万円まで引きか
上げさせていただきましたが、先ほど申し上げましたような事例もございますので、京都
府のほうでは、もう少し率を伸ばすことができないのかなというふうなことがございまして、現
在、新しい制度を創設をされております。それは、今、議員がおっしゃいましたようなことが、
ちょっと該当するかどうかわかりませんが、例えば、屋根材を軽くするだとか、あるいは
軸組だとか、あるいはまた、今、窓がある部分を、例えば、その部分だけ耐震の壁にするだ
とか、そういったことについても、一定補助をしようかというふうな制度が、平成24年度から創
設をされているというふう聞いております。

ただ、私も、まだ、この要綱の全体像がわかっておりません。ただ、与謝野町も、与謝野
町の耐震化促進計画の中では90%に上げていくんだというふうなことを目標にしておりまして、
そういった京都府の制度を活用したいというふうに思っております。それには、やはりまた、そ
ういった要綱をきちっと、我々が調査をさせていただいて、住民の人にPRしていくんだとい
うふうなことが必要になってくるのかなというふうに思っております。現在、京都府のほうに要
綱の資料を送っていただけるというふうなことをお願いをしております。そういったことがきち
っとわかりましたら、この制度に乗っていきたいというふうに思っております。

また、新年度予算の部分につきましては、この部分を計上させていただいておりませんが、
一応、京都府の枠の中では、一定枠、与謝野町分を取っていただいているというふうなこと
をしておりまして、また例えば6月だとか、そういったきちとした要綱がわかって、また住民
の人にPRができるようなこととなりますとすれば、予算化をさせていただきたいというふう
に考えております。できるだけそういうふうな、今は耐震診断をしてもらって、その数値に基づ
いて、耐震改修をしていただくと、それが一番いいわけですが、なかなかそこまでいかない
というご家庭もあるかと思っておりますので、その部分につきましては、先ほど申し上げまし
たようなことで、どこまで対応できるかわかりませんが、そういった一つの違う試行の部分
についても、現在、検討させていただいているというふうな状況でございますので、よろしくお
願いをいたします。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 当町でも、どんどんどんどん核家族化が進んでおります。また、高齢世帯、これ
もどんどんどんどんふえてきておるとい実情ですね。高齢化世帯ということになりますと、当
然、所得、これがなかなか生活が大変だと、改修工事まで、なかなか手が回らないと、危険な建
物というか、耐震構造がなされていない建物とわかっていても改修ができないと、この辺が非常に
ジレンマだと思うんですね。私が先ほど言いましたように、部分改修という考え方もできないか
というのは当然だと思うんですね。家の中でも、やっぱり安全な場所を確保するということは非
常に大事ではないかなというぐあいに思っておりますので、ぜひ、今後は大きな一つの考える材料と
して、お考えいただきたいなと思っております。

それと、もう一つは、これ与謝野町の中で、建築物の耐震改修促進計画というのがあるそうで
ありますけれども、この中で、重点的に建物の耐震化を図るべく区域を位置づけた地域があるとい

うぐあいには明示されているんですけども、この重点的に住宅の耐震を図るべき区域というのは、わかっておれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけど。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。地震が想定されますと、やはり道路のほう側に家が倒壊するだとか、そういったことが出てきまして、いわゆる輸送物資がなかなか行き渡らないだろうというふうなことも考えられておまして、いわゆる京都府がしております緊急輸送道路の沿道地域というふうなものがございまして、その部分につきましては、できるだけ、そういうふうな緊急物資ができるだけ入りやすい、いわゆるそういうルートを確認すべきだろうなということをおっしゃっております。それは実際のところ、どこなんかと申し上げますと、やはり国道だったり、府道であったり、そういったところが、その緊急輸送道路のルートに入ってくるのかなというふうに思っております。そういったところが、今の、この緊急の輸送物資を送るために必要なルートではないかというふうに位置づけをされているところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今お聞きしたら、国道沿いの、緊急物資を図る上での国道沿いの地域が対象になるということをお聞きをしたんですけども、確かに大災害になると道路網が使えないということは、一番大きな問題だろうというぐあいに思います。しかしながら、国道に建ってるお家についても、でき得るならば、そら耐震診断をしていただいて、耐震改修をしていただくということは当然、促進を図らなければならないと思うんですけども、実際にそういうことをやられておられるのかどうかですね、その点についてもお尋ねします。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えします。今の108戸の中で、今の例えば国道だとか、あるいは府道、いわゆる緊急輸送道路の沿線地域に入っているかどうかというふうなところまで、ちょっと私どもも、まだ把握をさせていただいておりません。申しわけないですけど、今後、そういうふうなことを把握をさせていただきたいというふうに思っております。今は、とりあえず耐震診断をしていただくというふうなことを、まず、最初に考えなければならないかなというふうに、今のところそういうふうな方針でございました。

平成23年度につきましては12軒と、先ほど申し上げましたと思います。これは、その前の平成22年度が5軒だったというふうに思っております。木造耐震診断の件数が。それは今、この12軒になりましたので、7軒ふえたというふうなことでもございますけれども、一つは今の東日本大震災の関係があるというふうに思っております。それともう一つは、地震に強い住まいづくりの推進フェアというふうなものを、与謝野町の今回、与謝野町の当番というふうなことで、そういった耐震フェアをさせていただきました。そういった中で、それらも含めての地震に備えるべきなんと違うかというふうなことで、12軒の木造耐震診断がふえたのかなというふうに思っております。平成24年度でも既に耐震改修を行いたいという人が1軒ございます。そういうふうなことで、なかなか大きなお金を持ち出しをしていただかなければならないというふうな状況も出てきとるのかなということでもございますけれども、そうやってどういうんですか、うちも啓発をしていかなければならないというふうに思っておりますし、一つの東日本大震災の関係も含めて、やはり地震に対しての、そういう関心が出てきたのかなというふうに思っております。

て、先ほども言いました従来の木造診断、改修、それとは別に、例えば今の、もう少し軽量化するだとか、軸組を直すだとか、そういった部分につきましても、できるだけ早い時期に、そういうふうな要綱なり、そういったものを把握をさせていただいて、住民の皆さんに啓発ができるようにしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 地震というのは、いつ何どき起こるか、本当にわかりません。日本列島各地で地震が起こっておりますので、当地方も、いつ起こるかかわからないと、しかしながら、なかなかこの事業が進まない、個人の所有の建物、物件ですから、あまり他人がとやかく言うことはなかなか難しい面もあると思うんですけども、しかしながら、最小の被害で抑えるような努力は、当然、今から準備しておかないとまずいと思いますので、ぜひご尽力をお願いしたいというぐあいに思っております。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、補正予算第8号について、お伺いをしたいというふうに思っております。先ほどから野田川の遮水シートの件が何人かの議員から出ております。この部分について、確認をしておきたいというふうに思っています。

今、野田川の不燃物場は最新式といわれる、いわゆる空気を送り込んで、そこで遮水シートがどうなっているかという判断をして、もしも空気が漏れておったならば注入すると、薬剤といいますか、何でしょう、ベントナイトですね、セメントみたいなものですがけれども、それを注入をしていくと、こういう作業で、いわゆる遮水シートの破れている部分を遮断をすると、こういう工法で現在まで進められてきました、今後も恐らく、そういう処置の仕方しか遮水シートの破損をとめる方法というのがないのかなというふうに思っております。そういう方法しかないのかどうか、これが1点です。

それから、もう1点は、ないとすれば今回、2分野のベントナイトの注入ということで、1,000万円という多額の費用がかかっています。これが34ブロックある中で、既に1ブロック終わって、今回2ブロック、残りが30ブロックぐらい残っています。

例えば500万円、1ブロックにかかるとしても、1億5,000万円、単純計算で1億5,000万円かかるという試算になります。そういうことで、今後、遮水シートが破損したら、こういう工法でしかないのか、費用は、今、申しあげましたように1億5,000万円ほど、最終的にはかかる、そのことについて確認をしておきます。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今田議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目、ベントナイトといいますか、セメントを注入するしか方法がないのかという点でございます。午前中にも、私、ご説明を申し上げる中で二つの方法を申し上げたつもりでございました。一つは、もう既にごみが埋まっている状態のところにつきましては、今、お話のありますベントナイトで固めるということでございます。そこにつきましては、前回の、めくり上げて補修した関係で、他の部分がずれたりしましたので、今回は、そういうふうな、中を掘り返してというふうなことはしない。今、直接、ベントナイトを注入しますというふうな形、これが二つのブロックです。

あと、法面のほうが2カ所、これは、まだ埋め立てをしておりませんので、これにつきましては、破損箇所を目視等で、目で見るとして、見つけて自転車のタイヤを補修するパッチといいますか、穴のあいたところに樹脂製の、今と同じシートを張りつけるような形で穴を埋めるといふようなことを二つのブロックでします。

まとめますと、ベントナイトを注入して修理するのが二つのブロック、それから法面のほうでパッチによります修理が2カ所ということでございます。それぞれの費用なんですけれども、ベントナイトで注入します。二つのブロック、これ合わせますと756万4,000円で、二つのブロックを行います。単純に言いますと大体400万円弱で一つのブロックができ上がるというふうなことで、ご理解いただければいいのかなというふうに思っております。

もう一つ、パッチの処理ですね、これも2カ所ありますが、2カ所で、何箇所あいてるのかということも、今から確認をするというふうなことにはなるんだろうとは思いますが、この二つのブロックで総額で221万2,000円ということです。1カ所当たり110万円ほどの修理費で修理をするというふうな形でございます。

方法としましては、今、申し上げておりますように、埋め立てが始まっているかどうかというふうなことの中で、修理の方法が二通りあるのかなと、それぞれについて、メーカーのほうの見積もりから申し上げますと、今お話をしたような金額で修理ができるのかなというふうなことでございます。以上です。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 二つの方法があるということは私も聞いて知っています。今申し上げたのは、既に埋まっている部分、直接、顔を出してない部分について聞いたつもりだったんですが、どちらもお答えをいただきました。

はっきり言えば、埋まっている部分については、もう掘り返すことは、できるだけしたくないと、今後についても。ベントナイトの注入をしたいということだと思えますね。今、1カ所が400万円ぐらいという話があったんですが、それにしても30カ所、そのベントナイトの注入をしようと思うと1億円を超える多額のお金が要ることになるというふうに思っています。

委員会で聞いたのでは、この作業が1日、2日で終わるんだと、700万円から800万円の工事が、非常に私は単純に考えて高いんじゃないかと、素人では思っています。私の認識です。

その工事を頼む業者というのが、そこしかないのかどうか、あるいはほかにもっと安く請け負ってくれるようなところがないのか、こういうところについても委員会ではないような話をされました。でも、今後、例えば、これを順番に埋めていくとなると、今、申し上げましたように1億円を超えるお金が要るわけです。そういう作業をする会社があるのか、ないのか。今後について、ぜひ調べておく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後に向けてお願いをしたいというふうに思っています。

もう一つは、どこの処分場でも協定書を結んで、ある一定期間、あるいは年限を切って、いつまでしか、この処理場には持ち込みは困りますと、地域との協定書があるわけですね。それが終わっても、ここの汚水といいますか、そこから出てくる水については、いわゆる調査しなければならないと、こうなっています。この処理場の機能が終了しても、この遮水シートというのは破れる可能性というのは十分でございます。破れたら処理場を使っておらなくても、当然、その処

置といたしますか、ベントナイトの注入なり、あるいはパンク張りですか、パッチの修理なり、しなければならぬということだろうというふうに思います。

いずれにしても、多額の金が今後、予想されるということを考えますと、ぜひ次の業者といたしますか、そういう会社や業者があるのかどうかについても、ぜひ今後、調査をしていただきたいというふうに思っています。いかがですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今回の工事につきましては、太陽工業という会社に見積もりをお世話になりましたし、いろいろな検査等も、そちらのほうにお世話になりました。以前の文教厚生常任委員会で、そこしかないのかというふうなご指摘もありました。プラントメーカーといたしますか、1社ですけれども、お聞きしましたところ、今の段階で太陽工業という会社が調査を始めておって、詳細な調査も始めておる段階で、今から入るとすれば同じように調査の経費等がかかりますよと、そういうふうな中で今、言われても、なかなか太陽工業と同じといたしますか、もう少し安い金額を出せというふうに言われても、なかなか難しいでしょうねというふうなことでお話をありました。

今回のことについては、そういうことでございますので、実際に同じような方法で太陽工業以外のメーカーでされておるところも確かにあるということもお聞きしておりますので、その点では勉強のほうはさせていただかんかというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それでは次にいきます。住宅改修事業です。ここに繰越明許10ページに上がっております。2,500万円、次年度へ繰り越すということで繰越明許が上がっておりますけれども、どういう状況なんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをする前に、23年度の3月12日現在の数字について、まず、最初にご報告をさせていただきたいと思っております。

今の3月12日現在で申請件数が558件ございます。昨年の同時期が483件という数字でございましたので、75件多いということでございます。対象工事でございますけれども、全体で12億3,122万4,352円でございます。それに対します補助金でございます。8,510万円ということでございまして、現在、7,500万円予算を持ってございまして、この3月補正で3,000万円を補正をさせていただいておるということでございまして、お認めがいただけましたなら1億500万円という数字になるということでございます。

それから、21年度からの累計額でございますけれども、件数が1,505件ございます。対象工事費が35億4,465万5,551円でございます。それに対します補助金が2億3,333万1,000円でございます。このような状況になってございまして、今、繰越明許費のほうでは2,500万円を計上させていただいております。ただ、今、駆け込みで毎日たくさんの方が申請をされているというふうな状況でございまして、今、2,500万円という数字でございまして、変更が出てくるのかなというふうに思っております。今、ちょっとなかなか把握することが難しいというふうなことで、このような数字を上げさせていただいておるというふうな状況でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） この事業は、3月末まで受け付けをするということで、工事は7月になってもオーケーだと、こういうことで一応、今年度で終わるといふふうに聞いてます。非常にたくさんの、今の工事申請なり、あるいは金額等、課長のほうからおっしゃっていただきました。もし、そういうことで、今月末の申請ということでしたら、非常に広報なりお知らせというのが、住民の皆さんに周知をするということが非常に大事になってくるのではないかとこのように思ってます。その点については、どのようにされていますか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） このことにつきましては、大変重要なことだといふふうに思っておりまして、町報よさののだとか、あるいは町政だよりだとか、そういったものにつきまして、3月31日が受け付けの最終日ですよといふようなことを言わせていただいております。

また、業者さんのほうも3月末が、これの受け付けの最終日ですよといふようなことで、業者さんのほうは業者さんのほうで、何かPRをされている業者さんもおられるといふふうに聞いておりました。その点では、私ども以外にも、そうやって周知をしていただいておりますのかなといふふうに思っておりまして、こちらもそうやって周知をしておりますけれども、より念が入るのかなといふふうに理解をさせていただいております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今からでもできる部分がありましたら、ぜひその件についてはお願いをしたいと思っております。下水道の供用開始、改修に使われる方もかなり、この住宅改修を利用される方の中にはあるわけです。私たちの地域、滝地域も既に下水の工事は終わりました。3月末に申請をされて、工事をできるという状況にさせていただいたといふふうに思っています。けれども、まだ公共下水が来てない地域は幾ら頑張ってもできないわけです。この制度が利用できないと、こういうことになっています。今、公共下水が、配管が来ないと、ますが来ないという地域は、どこがあるのでしょうか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、その件につきましては、私のほうから説明させていただきます。

今年度、3月末をもちまして、面整備が終了しない地区につきましては、温江と石川でございます。それ以外、今年度末をもちまして、滝と与謝が、すべて終了となるものでございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 残っておところが温江と、それから石川ということで、今、課長から説明をいただきましたけれども、今、申し上げましたように、既に工事が終わって、下水をつなぐことができる家庭と、そうではない家庭とあるわけですね。その、いわゆる公平性、整合性については、担当課はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この制度につきましては、下水道の接続工事も対象になりますが、それ以外の屋根工事ですとか、オール電化とか、すべての改修等が対象になりますので、下水道の接続工事はできなくとも、その他の対象工事で補助は受けていただけるというふうなこ

ともございますし。それと、もう一つ忘れてはいけませんのは、我々担当課といたしまして、以前に供用開始いたしました地区で3年以内に接続していただきながら、この制度がなかったことで補助を受けていただけていない方がございますし、その当時に3年経過して、今、接続されている方は、3年経過しているのに、この補助を受けていただけるという方もございますので、その辺を総合的に判断いたしますと、町といたしましては、全体の公平ということを考えますとやむを得ないかなというふうなことで考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この下水の水洗化に、この住宅改修制度が果たしてきた役割というのは、私はかなりのウェートがあるんだろうというふうに思っています。この制度が終わると利用できないということになります。何かそれに変わるような推進策、水洗化を促進するような推進策というのはお考えですか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） この制度によりまして、下水道に対する効果というものは、大変大きなものがあつたというふうなことで、下水道課といたしましては判断いたしております。この場をおかりしまして、この制度に対します下水道課なりの分析を、ここで報告させていただきます。

これまでも、再々説明をさせていただきましたが、下水道の接続申請の状況から分析しております。この制度の導入前につきましては、接続申請件数が減少傾向でありました。それだつたところでございますけれども、制度導入後につきましては、導入1年目の末で何とか前年度、減少傾向だつたものが、年度末には同程度に盛り返してきております。それから、2年目につきましては、2年目の当初は同程度で推移してございましたが、11月ごろから増加傾向に転じてきております。それで、そういう中で3年目を迎えたところでございますけれども、3年目につきましては、4月のみ非常に多くなりましたけれども、その5月以降は、逆でございました。

制度最終年の3年目につきましては、年度初めの4月に落ち込みがありまして、それがなかなか盛り返せない状況でありましたが、期待しておりましたとおりに、10月から増加傾向に転じております。

それで、この年度末に向けて、制度の終了に向けて、さらに増加していくことを期待しております。これが制度の効果があつたというふうなことで判断しておりますが、議員もご心配のとおり、この制度が終わりますと、その反動で申請が少なくなるのではないかなというふうなことも懸念されておりますが、この制度に変わるものというようなことは、現在、考えておりませんが、接続申請が、水洗化率が上がっていく方法といたしましては、これまでから行っております融資あっせん和利子補給、それと奨励金の、この3点のセットで、あとは広報活動に力を入れて接続をお願いしていきたいというふうなことを考えておりまして。それとあと一つは、もう面整備の終了が目前にきておるというふうなことは、これまでからも報告させていただいておりますが、もう3、4年で整備は終わると思っておりますので、そこまでに普及率はどんどん上がっていきます。普及率が上がりまして分母が100になりますと、あとは水洗化率で分子がどんどんふえてきますので、面整備を早く済ませて、普及率を100%完了させるというふうなことが今後の水洗化率の早期アップにつながっていくというふうなことで考えておりますので、担当課といたしましては、そこに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 建設課長にもう一度伺います。時間がありませんので手短かに、除雪のことです。

今回、3,000万円の補正ですけれども、トータルで、その除雪費というのは幾らになったかということが1点。もう1点あります。もう1点は京都府と町と除雪の基準が違います。京都府は10センチ、与謝野町は15センチにならないければ除雪をしないと、こういう制度の違いがあるんですが、なぜ違うんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。まず、最初に予算のほうからの、8号補正で3,000万円計上させていただいております。全体で1億1,000万円ということでございます。

それから、今、議員のほうからありました京都府の、いわゆる出動する積雪深との違いでございます。これにつきましては、平成18年だったというふうに思っております。それ以前は10センチでやらせていただいております。多分、各町10センチだったのかなというふうに思っております。15センチにさせていただいたということは、一つには与謝野町になって、新しい除雪の積雪深の関係を統一した考え方にするべきなんかなということがあったというふうにも記憶をしておりますし、もう1点は、経費の削減といえますのか、その辺のところも一つあったのではないかなというふうに思っております。

ただ、15センチで出るというふうにさせていただいておりますけれども、例えば、今回もそうでしたけれども、2月2日のように、はなから、あしたは絶対出るんだというふうな状況になりますと、15センチに達しなくても出したケースがございます。一つは警報だとかいうふうなことがありますし、それから前日に降った積雪深や残った部分、残った雪の関係にもよるというふうに思っております。2月2日の時点では15センチにとらわれずに出させていただいたというふうな特異なケースもございますので、一応は15センチというふうにさせていただいておりますけれども、前日の雪の降りぐあいも当然、加味をしてこなければならぬのかなというふうには、担当課としては思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 課長、経費のことを答弁されましたけれども、私はそう違わないのではないかと、10センチでも15センチでも、そのように感じてます。

議長（井田義之） ほかにまだありますか。仮に手を挙げてみて。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時40分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般会計8号補正に対する質疑を続行します。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、補正第8号の質問をいたします。最初に、何回も出てることなんです。塵芥処理費の幾地の施設のことですが、私、議員になって日が浅いので、あんまり経過というものがよくわからないので、理解をするためにお尋ねするんですが、ずっと朝から聞いてお

りましたら、以前、傷んだところを掘り繰り返したで、その付近が、また傷んだということを今言われたんですけども、なぜ最初に掘り返されたんかなと思って、メーカーもやっぱりそういう部分については、きちっとしたものを持つとって、掘り返したりすると、こういうことになりますでというふうなことは、既に持つとったんではないかなというふうに思うんですが、そこら辺が理解できないんで、なぜだったかということですね。掘り起こして修理したところが、またなるなんていうのは、本当にナンセンスなことなので、その点はどうだったんでしょうか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 塩見議員のご質問にお答えいたします。過去、多分4度ほど、この本会議のほうで、この話題といいますか、この事件のお話をいただいております。そういった中で、この議会の中でも原因究明というふうなことは、しっかりすべきだというふうなご議論もいただいております。

それと、実際には保健所のほうに報告をして、保健所のほうの指示を仰ぐというふうなことを今までからもしておりましたし、今回もしておるというふうな中で、保健所のほうからも原因究明のために掘り起こしなさいというふうに、具体的に、そういったご指示がありましたので、それに前回までは従ってきたということでございます。

今回の修理の関係につきましては、そういうふうな、前回、掘り起こしたのために、実際に工事期間中に、その上部のブロックのシートがずれました。ずれた関係で、それをまた、もとどおりにするという手直し工事もしたというふうなことがありましたので、そういうふうなことは、できれば今回以降は避けたいというふうな思いもある中で、メーカーのほうの見解も、待ってましたといいますか。同じご意見でございましたので、そういったふうな見解といいますか、メーカーの見解もですし、私どもの思いもですというふうなことを保健所のほうにお伝えをして、保健所のほうはわかったと、掘り起こすという、掘り返すというふうなことは、今回はなしにしましうねというふうなことになったということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そのことでもう一回だけ質問をしますが、それはメーカーが、こういう事象が起きたとき、何年前だったか知りませんが、この与謝野町の処分場が初めてだったんで、掘り繰り返さなだめだったという、保健所が、そういう要請があったということだったのか、少なくともメーカーは、あっちこっちにいっぱいこういう施設をつくっていけば、掘り繰り返すと、こういうことになりますよということを知つとったんじゃないかなというふうに僕は思うんですけども、もしそうだったとしたら、後々の仕事をつくるために掘り繰り返したんかなというような気がせんでもないんですけども、そこら辺はどうですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 私が知る範囲でお答えをせざるを得んですけれども、メーカーのほうの意見が反映されたというふうな形跡は、前回までございませんので、最終的には保健所が、こういうふうに指示をしておるということの中で掘り返したということでございます。今回、同じような症状といいますか、掘り返せというふうに言われたらどうしようかねというふうなことの、メーカーとの連絡の中で、本来そういうふうなことはすべきではないのに、そういうふうな指示があった場合は仕方ないねというふうな、その担当の、メーカーの担当の方との会話がある中で、

その辺はお察しいただければなど、メーカーのほうも、掘り返すというふうなことを、はなから、本来は、そうすべきではないというふうな見解であったのはたしかかなと思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 1回でと言ったんですが、ちょっとまた、とするとメーカーは、そういう掘り返しをしたというのは、この施設が初めてだったということですか。そういうところは全然、把握はしておられなかった、それまで、最初のことですよ。かということなんですね。あっちこちで、そういう施設をつくっておったら、そんなことは既にメーカーは手元に持っておって、これをすれば、またあと、幾らでも補修をするようになりますよというようなことは、恐らくわかっておったと思うんですけど、そういうことを全然、知っておって言わなかったのか、知っておったけども、保健所が強力に言ったから、したのか、その点、もう一遍だけでよろしいので、お願いします。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 私が、そういうふう理解しておりますのは、メーカーのほうは掘り返すべきではないというふうな考えではおりましたけれども、最終的に保健所のほうの指示で掘り返さざるを得なかったというふうなことが実態だろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。それで府からも、ようけの補助金が出るのかなと今、変なことを思ったりしましたが、それでは、子ども手当ですね、20ページと42ページに子ども手当の負担金の減額の出入りが書いてあるんですが、この点について少し詳しく説明をしていただけませんか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 子ども手当の減額につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。歳出のページでは、20ページに歳入がございまして、歳出としましては42ページにあります。これは国のほうの子ども手当というのが、ご承知のとおり大変金額というのが不安定、きっちり決まっておりました。現在では1万3,000円、23年度については1万3,000円をお支払いしておりますけれども、この予算を組ませていただいたときには3歳児以下が2万円であったり、それが3歳を超えたら1万3,000円と、このような金額が示されておりましたので、当初予算については、その1万3,000円で見ている部分と2万円で見ている部分とございました。そういったことで大変多くの金額を当初予算に見させていただいておりました。それがきっちり決まりまして、23年9月までは1万3,000円の一律ということでございます。9月から、この3月までについては1万円、つまり3歳未満については1万5,000円になりますし、それから3歳を超えた方につきましては1万円になる。また、3人目からは1万5,000円になると、このような、年度によっても途中から変わってくるような、つなぎ的な金額設定がされますので、それをきっちり精査した金額が、今回、歳出と、それから歳入と合わせてきっちり精査したという経過で、このような大きな金額が補正させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 以前は児童手当という形で支払っていたのが、民主党の目玉政策で子ども手当になり、また、次の次年度は子どものための手当とか、いろいろ頻繁に変わって行って、事務方も、

それなりにいろいろとやりにくい部分はあるかとも思うんですが、今、お聞きしましたら、年度途中で、もう支払い額が変わったり、いろいろ変動しているので、こういう結果だということで、その部分はわかりました。それから、その中で23年度の10月分以降の、先ほどやりました、金額が変わってからについては、それぞれの補助をいただく方というのが、親御さんなんですけれども、申請しなければもらえないという形になっていたようですが、与謝野町においては、全部の対象者の方がきちんと申請されて、もらえる状況になっていたんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この今、議員おっしゃっていただきましたように、9月からは新しい制度ということで、制度的に切りかわります。そういったことで再度、今までもらっていた方についても、すべて申請書を提出しなければならないということで、町のほうからは対象者の方にすべて送らせていただいております。そういったことで、ほとんどの方が出していたいておりますが、今現在でも、それ以降、一応、年を切りまして12月までには提出してほしいということを出しておったんですが、その後、60人ぐらいの方が未提出であったということでもありますので、その以降についても何回となく本人さんに督促をして、出してくださいよ、出していただかなければ子ども手当の支払いはできませんよということで何回も出しておりますが、今現在でも約50名程度が、まだ出ておりませんので、これについては個別に電話等での連絡をして出していただくよう整理をいたしております。

なお、この手当についても制度上、3月末までに提出をしていただかなければ、その期間の分がお支払いできんということがございますので、テレビを見ていただいている方について、まだの方については早急に出していただきたいというように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） まだ、50人ほどの方が出しておられないということで、課長、言われましたように31日までに出していただかないと、もうもらってもらえないということに、確かになりますので、ぜひ役場のほうも啓蒙を続けてやっていただきたいと、このように思います。

それから、この10月以降の子ども手当から学校給食や保育料の徴収が、支払う中からできるという、申し出による場合と強制と、二通りあったように思うんですが、できるという形になっております。そういう部分で、それに対応できる家庭というんですか、子供さんというんですか、その滞納のあって、それをできる家庭というのは、与謝野町ではどのぐらいの方がおられるんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この保育料については、この子ども手当から本人さんの同意なしに、これは特別徴収をするというように、これは国のほうの法律で決まっております。ただ、その給食料とか、そういった分については、本人さんの同意を得れば徴収できるということでございまして、保育料については10名程度ぐらいの方が特別徴収をさせてもらえるんじゃないかなというように思っております。したがって、保育料を滞納しておられる方については、この子ども手当の中から引かせていただくということで対応させていただきたいというように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃいました強制というのは、確かに引けるんですが、それはかなり期間

が少なく、実際にいただけるのは一月分か二月分間の金額の中でしかもらえないと思うんですが、話し合っ、申し出によれば過去にある程度さかのぼってでもいただけるというような形になるんじゃないかなというふうに、私は理解しているんですが、その点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員、ご案内のとおり、この子ども手当については、新たな制度として10月からのお支払いということになりますけれども、この特別徴収させていただきますのは、ことしに入ってからということで2月分以降しかできませんので、今、ご案内いただきましたように10月からすべて引けるということではありません。今後、この制度が続いていくなれば、今後については、そういった特別徴収をさせていただきますけれども、平成23年度については一月分か二月分程度の、本当に短い回数の方でしか特別徴収ができないということです。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それはわかっておるんですが、それで特別徴収じゃなしに、いわゆる申し出による徴収という形をとっていけば話し合いは必要なんですけれども、それで、もう滞納の分が全部済めばいいんですけれども、そうでなければ話し合いによって一応、申し出られたという形に、特別徴収じゃない方法をとれば、まだまだ、今で言えば6カ月以上の分の、その子ども手当の中からはいただけるという感じに法律的にはなっているような、そういう形だと思うんですが、それはいかがでしょう。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ちょっと細かいところにつきましては、議員、お調べのとおりだということに思っておりますけれども、今回については、制度が途中で変更になった回数が、物すごい変わっている中で制度の周知、それから、この制度そのものの性格、どのような、子ども手当については、一般的にぱっともらえるものではなしに、そういった中で引かせてもらえる部分がある。それから、滞納の方については、こういった相談業務があるというようなことがございますので、そのあたりの十分周知ができない。また、滞納をされている方との面接をする時間がなかなかなかったということで、今回については強制的といいたいでしょうか。特別徴収をさせていただく期間のみ対応させていただきますので、今後については議員おっしゃいましたように、そういった部分についても十分本人さんとお出会いして、相談をしていきたいというように思います。

ただ、こういった方につきましては、なかなか面接等ができにくい部分もございますので、そのあたりにつきましても、ご理解が賜りたいというように思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 恐らく来年度も、先ほど言いました子どものための手当とかいう名目で、まだ、続いていくだろうと思いますので、そこら辺は一つよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど言いました、この申し出によれば、学校給食費等も子ども手当からさっ引けるというんですか、そういう形がとれるというふうになっているはずなんです、これに該当する、いわゆる給食費の滞納の方というのは、どのぐらいの数があるんでしょうか、教育委員会にお尋ねします。

議 長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えします。給食費につきましても、本人の同意がとれれば給食費をいただけ

るということで、給食センターのほうで対応させていただきました。対象者につきましては、確
実ではないんですけども、7件回らせていただいたと、個々に訪問をさせていただいたとい
うことでございます。そのうち4件から同意をいただけたというふうに報告を受けております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 給食費については、先ほど言いました強制、特別徴収じゃない方法で徴収された
ということで、やっぱりいろんな料金の公平性という点からも、今後も、この制度は続いていく
と思いますので、いろいろ難しい部分はあっても、それなりに一生懸命相手の方とも話を進めて、
ぜひ、こういう部分から滞納の分がいただけるような努力を今後も続けてほしいと、このように
思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で、質問を終わります。

議 長（井田義之） ここで有吉議員の質問に対して、答弁を調査してということで残っておりました
朝倉課長からの発言がありますので、これを許します。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 本日、午前中に3番、有吉議員からいただきました野田川最終処分場の遮水
シートの関係で、今回も、そのシートの補修に多額の費用がかかると、これに対する保険はない
のかというふうなご質問、お尋ねでございました。調べましたところ、現在のところ、そういつ
た保険はないということでしたので、報告のほうをさせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

6 番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、第8号の補正予算について、1点だけ質問させていただきます。
60ページの都市公園整備事業が1,449万9,000円減額になっております。これがどう
いうものができなかったのかということをお教えいただけますか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この都市公園整備事業につきましては、阿蘇シーサイド
パークの整備をさせていただくものでございます。当初事業費は5,000万円を要求をしてお
りました。しかし、東日本大震災の関係がございまして、割り当て額が3,600万円になった
というふうに聞いております。したがって、その部分につきまして、国の予算、補助金が減
額になりましたので、この部分につきまして次年度以降に延ばさせていただいたというふうなこ
とでございまして、1,449万9,000円減額をしておりますけれども、詳細なことについま
して調査をいたしますと、調査委託料の部分につきましては、管理棟のボーリング調査をさせ
ていただくこととしておりましたけれども、これが軟弱地盤を想定したボーリング調査を計上し
ておりましたけれども、実際にボーリングをさせていただきますと、25メートルぐらいで支持地
盤が出てきました。また、それに伴いまして軟弱地盤を想定しておりました関係で、いわゆる土
質の解析という部分につきましても、この調査委託料の中に計上しておりましたけれども、その
部分も要らなくなったというふうなこともございまして、319万9,000円減額をさせてい
ただきました。また、工請の1,030万円につきましては芝を張る面積を少なくするなど、事
業費の調整をさせていただいて1,030万円を減額させていただいたというふうな内容でござ
います。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） この先ほどおっしゃった芝を張るというのは、都市機能用地の部分ですね、その部分だと思っておるんですけれども、そうですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 都市機能用地の部分につきましては、阿蘇シーサイドパークの都市公園整備事業の中にも入ってございません。この都市機能用地の部分につきましては公園の面積から外れておりまして、その部分につきましては、単独費となっております。それから、工事請負費の中で芝の張りつけだとか、あるいは当初、電線管といひまして、街灯を立てたいというふうなことを考えておりまして、今、阿蘇シーサイドパークの部分につきましては全部、地下に、電線管を埋設いたしまして、そういうことをあそこの敷地の中ではやらせてもらっていますけれども、そういった部分につきましても、今回、事業調整をさせていただいたというふうなことで、その部分につきましても、減額をさせていただいたというふうな状況でございます。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。申しわけありません。もう一度、ちょっとお願いしたいんですけど、先ほど、芝を張るというのは管理棟の付近の芝ということですね。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 平成23年度につきましては、遊具を設置をさせていただいております。ことしの工事と申しますのは、大名行列で使っておりました、ちょうどたくさんテントが張られておった部分につきまして整備をさせていただくというふうにしておりまして、平成23年度では今現在、暗渠排水をいたしまして、いわゆる地下水の部分を除く工事をさせていただいております。その後、遊具を設置する工事を今すぐにも発注をしております、年度末までに遊具のほうで設置ができるということでございます。当初は、その部分におきましても芝を設置をさせていただいて、いわゆるすぐに使っていただけるような芝生を遊具の横のほうに設置をするというふうなことを考えておりましたけれども、その部分が、考えておった面積が、先ほども言いましたように事業が縮減されましたので、一定、見直しをしなければならないというふうなことで、その部分につきまして、平成24年度で行いたいというふうな内容にさせていただいております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 以上で、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは1点だけ、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

56ページの地域総合整備資金貸付事業というのがございまして、2,300万円の貸し付けを加悦加工場跡地の福祉施設の4団体の内の中の方に貸し付けるというようなお話を提案で聞かせてもらいまして、元金みの返済で金利はないというような形のことをお聞きしたと思っておりますけれども、これに間違いはございませんですね。ちょっとその確認から入らせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。補正予算で56ページの商工費の商工業振興費に地域総合整備資金貸付事業2,300万円を計上いたしております。これが歳

出のほうでございまして、歳入のほうでも26ページになりますが、26ページの町債の中ほどに商工債で地域総合整備資金2,300万円を計上させていただいております。いわゆる、この商工債として町が起債を起こして、それを最終的には今回の2,300万円はNPO法人の福祉応援団さんのほうに貸し付けるということでございます。この制度は、地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団というふうに通称、呼んでおりますけれども、その制度資金を活用されまして、借受者であります丹後福祉応援団さんは元金だけをご負担いただいて、利子につきましては町が一たん、全部を償還し、その年度ごとに利子の償還額の75%が交付税によって措置がされるということでございます。したがって、無利子の貸付金ということでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） ちょっともう一つ仕組みが理解できないんですが、この2,300万円、町が起債されるということですね。この2,300万円を貸し付けられて、何年間で返済を受けるというように、単純に理解しておるんですが、そういうことで間違いはないですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この制度、少し複雑なんですけれども、ふるさと融資につきましては、町内の金融機関さんから一たん、町が起債を起こす際には使わせていただくんですけども、町内の金融機関から町が借り受けまして、それを一たん、ふるさと財団のほうに送金して、財団から今回、福祉応援団さんのほうに元金が貸し付けられるということになります。15年償還、うち1年据え置きで借入れをされます。したがって、1年据え置いた25年度から平成38年度までの15年間にわたって、福祉応援団さんが元金を一たん、ふるさと財団のほうに毎年、元金均等償還で償還されまして、その償還された元金が財団から町に一たん入って、町が利子を足して金融機関さんのほうに償還するということになりまして、その利子に対して、その年度に、その利子相当額の75%が交付税算入されてくると、そういう仕組みになっておりまして、町を含む四つの団体が一応、その連携して貸し付けを行っていくと、こういう制度になってございまして、23年度が、この2,300万円、また、24年度も当初予算に計上をさせていただいております。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） 私は単純に、そんな複雑な仕組みの中になっておるとわからなくて、少し理解できたんですが、町が、いわゆる借入金を起こして、そして、貸し付けられると、金利は町が負担しなければならないと、その金利ぐらいは、全額ではなくても、半分でももらえるような、いただくような、そういうような貸し付けであれば理解もできるんですが、いわゆる全額、そういうようなシステムという形のことを今、お聞きしまして、75%はまた、補てんがあるとかということをお聞きしたんですが、非常にこういったこと、こういう福祉関係だから、こういう制度があるというように理解させてもらっていいんですか、ほかに、こういった事例というのは、どんなようなことがございますですか、参考までに聞かせていただきたい。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） このふるさと融資の関係につきましては、旧加悦町当時にも何回か活用された事例はあったというふうに聞いておりますが、合併後、活用されるのは初めてということでございます。いわゆる地方公共団体が地域振興に資する民間投資を支援するために行う長期の無利

子貸付金ということでございまして、ふるさと財団が適当と認定した民間が行われる事業に対して資金投資をさせていただくと、無利子でというのが仕組みでございます。

それで今回は社会福祉法人ではなしに、NPO法人さんが事業主体になるわけですが、ほかに社会福祉法人であったり、株式会社、あるいは社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、農業協同組合など、これら、いわゆる法人組織で金融業を営む銀行さんなんかは対象にはなりませんけれども、法人であれば地域振興に資する一定の条件を満たせば、この事業が活用できるということになっておりまして、今回の場合、雇用が発生をしたり、それから、事業資金も別途借り受けられますけれども、残る資金の20%までが、この対象になるということもございまして、できれば利子が要らないということから、目いっぱい、この制度、限度額いっぱい、これを活用して資金繰りを何とかされるということでございます。

地域振興に資するという観点から利子を、いわゆる行政が負担をして無利子で事業展開をしていただけると、こういう性質のものでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） よくわかりました。もう一つ関連しまして、40ページの地域福祉空間整備事業の19番の補助金として、いわゆる地域共生型福祉施設の利子補給金がございましてね、64万2,000円でございますが、これも、そういった関連かと思えますけれども、この明細というんですか、どういったところに、どういう利子補給という形をお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問いただきました40ページの福祉空間整備事業の負担金補助及び交付金の地域共生型福祉施設の利子補給64万2,000円です。これにつきましては先ほど企画財政課長が答えておりましたように、NPO丹後福祉法人に対する利子補給ということでございまして、これについては、借入金額の2%以内、一法人に対して1億円以内を助成させていただくということでございまして、今回、補正させていただきました部分については、NPOさんのみということでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 先ほどの貸付金とは、また別口の資金の利子というように理解させてもらったらいいわけですね。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほどはふるさと融資でございました。今回については、先ほどのふるさと融資とは別に、これについては民間企業からの借入れに対する利子補給ということでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） はい、わかりました。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第29号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第29号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第5 議案第30号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、議案第30号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第30号、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第6 議案第31号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第31号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第31号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第7 議案第32号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）

を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第32号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第32号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第33号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第33号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第34号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、提案理由の説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第34号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第34号 平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第35号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第35号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成23年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第36号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第36号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、3月19日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

よりまして16日は休会といたします。

(散会 午後 3時28分)